泉南市ローカルインフラ群包括管理業務委託

要求水準書

令和８年１０月

泉南市

目　次

1.　総則 1
（１）　本書の位置づけ 1
（２）　要求水準の達成 1
（３）　要求水準を満たさない場合の措置 1
（４）　要求水準の変更 1
（５）　市内企業の活用 1
（６）　再委託 2
１）　再委託先の選定 2
２）　協力企業の変更 2
３）　発注金額割合 2
（７）　用語の定義 2

2.　事業内容に関する事項 3
（１）　対象範囲 3
（２）　対象施設 4
（３）　対象業務 5
（４）　履行期間 6
（５）　遵守すべき法令及び基準等 6

3.　各業務の内容 7
（１）　共通業務 7
１）　統括管理業務 7
２）　電話対応業務（コールセンター） 10
３）　記録作成・保管業務 11
４）　本委託終了時の引継ぎ業務 11
５）　巡回業務 12
６）　災害対応業務 13
（２）　道路関連業務 14
１）　道路施設軽微修繕・補修業務 14
２）　交通安全施設補修業務 15
３）　道路反射鏡補修業務 16
４）　清掃業務 17
５）　除草業務 18
６）　土砂・草木回収業務 19
７）　樹木剪定等業務 19

（３） 公園関連業務 20
１） 公園施設軽微修繕・補修業務 20
２） 照明灯補修業務 21
３） 清掃業務 22
４） 除草業務 23
５） 土砂・草木の回収業務 24
６） 樹木剪定等業務 24
（４） 河川・排水路（法定外公共物）関連業務 25
１） 河川・排水路施設軽微修繕・補修業務 25
２） 排水路浚渫業務 25
３） 清掃業務 26
４） 除草業務 27
５） 土砂・草木の回収業務 27
６） 樹木剪定等業務 28
（５） 農業公園関連業務 29
１） 農業公園施設軽微修繕・補修業務 29
２） 清掃業務 30
３） 除草業務 31
４） 樹木剪定等業務 32
（６） 農業用水・農道・里道（法定外公共物）関連業務 33
１） 農業用水施設軽微修繕・補修業務 33
２） 農道・里道軽微修繕・補修業務 34
３） 農道・里道（防護柵・反射鏡・標識等）補修業務 35
４） 清掃業務 36
５） 除草業務 37
６） 土砂・草木の回収業務 38
７） 樹木剪定等業務 38
（７） 林道関連業務 39
１） 林道軽微修繕・補修業務 39
（８） 排水管関連業務 40
１） 排水管施設軽微修繕・補修業務 40
4. 単価契約 41
（１） 業務内容及び範囲 41
（２） 単価契約した舗装修繕の実施及び完了報告等 41
（３） 単価契約の要求水準 41

5.　その他42
（１） 安全対策42
（２） 資機材等42
（３） 業務を実施する上での留意事項.....42

1. 総則

（１）本書の位置づけ

泉南市ローカルインフラ群包括管理業務委託要求水準書（以下「本業務要求水準書」という。）は、泉南市（以下「本市」という。）が泉南市ローカルインフラ群包括管理業務委託（以下「本委託」という。）を受注する民間事業者（以下「事業者」という。）に要求する業務の水準等を示すものである。

本業務要求水準書は、現時点において本市が想定する基本的な水準を示すものである。事業者が創意工夫により、本業務要求水準書に示す要求水準を上回る提案を行うことを妨げるものではない。

（２）要求水準の達成

事業者は、本業務要求水準書に定める要求水準を達成するよう、業務を遂行しなければならない。

（３）要求水準を満たさない場合の措置

本市は、本委託の委託期間中、事業者の遂行する業務に対してモニタリングを実施する。本市は、本業務要求水準書に定める要求水準を満たすことができないと判断した場合は、契約書に基づき、業務内容の速やかな改善を指示する。事業者は、指示を受けた場合は、自らの費用により改善措置を講ずるものとする。

（４）要求水準の変更

本市は、委託期間中に、以下の事由により要求水準を変更する場合がある。

・法令等の変更により、業務の内容の著しい変更が必要になった場合
・地震、風水害等その他の災害（以下「災害等」という。）や事故等の発生により、業務内容に著しい変更が必要になった場合
・本市の事由により、業務の内容の著しい変更が必要になった場合
・その他、本市が業務の内容を変更することを特に必要と認める場合

本市と事業者は、上記の要求水準の変更に伴い、契約書に基づき必要に応じて契約変更を行うものとする。

（５）市内企業の活用

事業者は、本委託の履行にあたり、地域経済の活性化、持続的な発展や雇用の安定を図るため、できる限り市内に本店を有する企業（以下「市内企業」といい、市内企業以外の企業を「市外企業」という。）を活用すること。

また、本委託開始後においても新たに参加する市内企業の拡大を図ること。

（６）再委託

１）再委託先の選定

・再委託先は、事業者選定時に協力表明書を提出した企業（以下「協力企業」という。）から選定すること。
・本委託の一部を協力企業以外の企業に再委託することは、原則として認めない。ただし、本市が承諾した場合はその限りではない。
・協力企業には、本委託の対象となる各業務を確実かつ円滑に実施するために、当該地域における業務実績や業務の特性における精通度、工事規模を踏まえ、できる限り市内企業を選定すること。
・再委託先の選定は事業者の裁量によるものとするが、できる限り多くの協力企業の受注機会が確保できるように配慮すること。

２）協力企業の変更

・事業者は、本委託の契約期間中に協力企業を本市が承諾した上で、追加することができる。協力企業を追加する場合は、当該企業からの協力表明書とともに更新した協力企業一覧表（市内企業)。協力企業一覧表（市外企業）の提出を行うこと。ただし、やむを得ない場合を除き、協力企業の交代や協力企業の取消は認めない。
・事業者は、市内企業から、協力企業への登録希望を受けた場合には、積極的に協力企業への追加を検討すること。

３）発注金額割合

・事業者は、再委託の総額が、提案審査書類において自らが提案した再委託の発注金額割合以上の金額となるよう、再委託を行うこと。

（７）用語の定義

本業務要求水準書における用語の定義は、別紙１に示すとおりである。

2. 事業内容に関する事項

（１）対象範囲

本委託の対象範囲は、本市の山手エリア（国道 26 号を境に南側の地域）を対象とする。

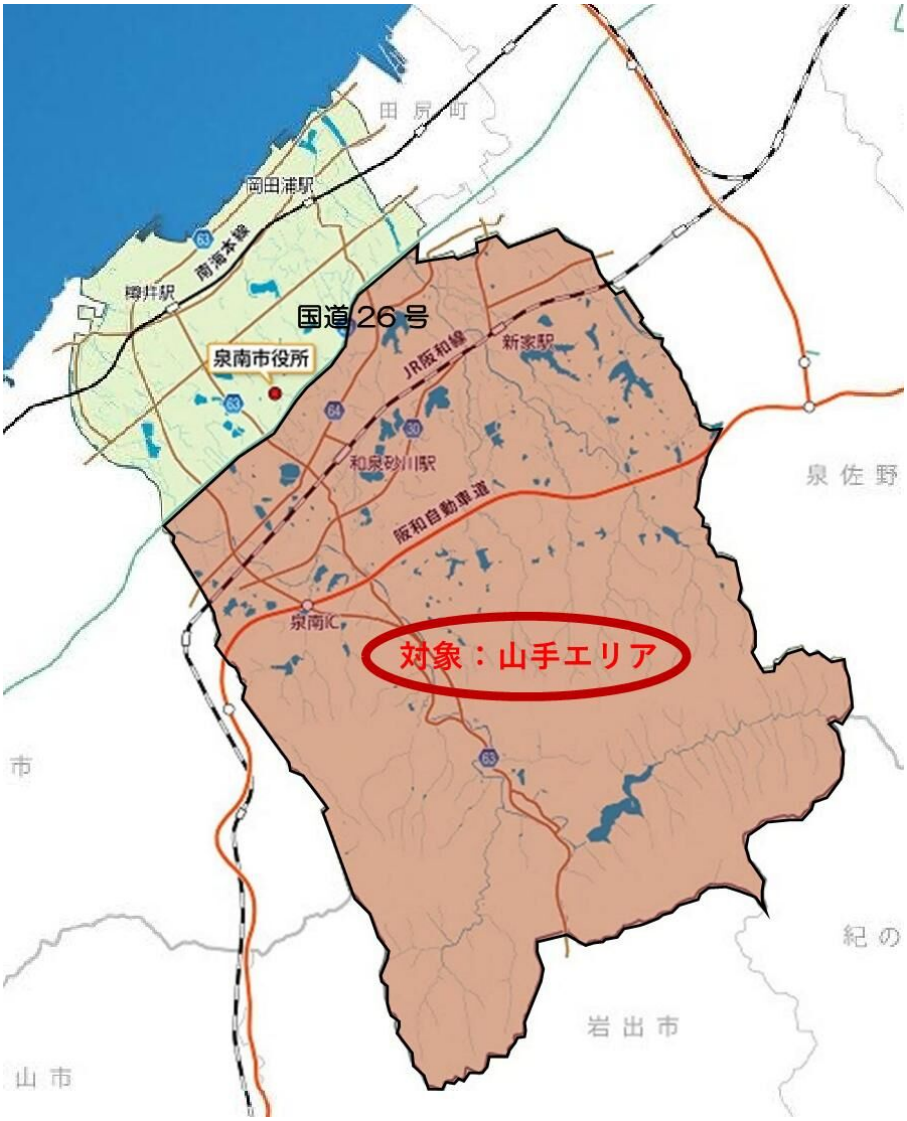


図　1　対象範囲

（２）対象施設

本委託における対象施設は、以下のとおりである。

表 1　本委託の対象施設

管理対象		数量	備考
市道	254 路線	143,107m	対象とする市道は別紙３を参照
橋梁		53 橋	対象とする橋梁は別紙３を参照
道路付属物	道路照明灯	322 基	
	防犯灯	3,655 基	
	道路反射鏡	1,095 基	
公園・緑地	都市公園	78 箇所	対象とする公園は別紙４を参照
	緑地	約 20 箇所	道路沿いの緑地は道路課が管理 対象とする緑地は別紙５を参照
	児童遊園	7 箇所	
	農業公園	1 箇所	一部エリアは民間事業者が管理 対象とする管理範囲は別紙６を参照
河川		10 河川	準用河川・普通河川
法定外公共物※	排水路	対象エリア内	
	用水路	対象エリア内	
	里道	対象エリア内	
	農道	約 22,000m	
林道※		約 20,400m	
排水管		対象エリア内	対象とする排水管施設は別紙７を参照

※　施設は対象エリア内に多数存在し、管理区域等についても多岐にわたるため、軽微修繕・補修の実施判断が難しい場合、本市と事前に協議すること。

（３）対象業務

本委託の対象業務は、以下のとおりとする。なお、本委託の業務は、本委託開始前に本市が発注していた 50 万円未満の業務で構成するが、別途 50 万円以上 200 万円未満の修繕業務（道路舗装修繕）を単価契約として実施する。

表 2　本委託の対象業務

対象業務	業務細目	業務概要※2
共通業務	統括管理業務	統括マネジメント、業務計画書等の作成、定例会の開催、セルフモニタリングの実施等
	電話対応業務（コールセンター）	要望・苦情等受付
	記録作成・保管業務	実施した業務内容の記録・保管
	業務終了時の引継ぎ業務	業務の引継ぎ資料作成
	巡回業務	定期巡回、緊急巡回、軽作業
	災害対応業務	水防、初動対応
道路関連業務※1	道路施設軽微修繕・補修業務	舗装・側溝・擁壁等の軽微修繕・補修
	交通安全施設補修業務	防護柵、標識、道路照明等の軽微修繕・補修
	道路反射鏡補修業務	道路反射鏡の軽微修繕・補修
	清掃業務	道路の清掃
	除草業務	道路の除草
	土砂・草木回収業務	住民による清掃後の土砂・草木の回収
	樹木剪定等業務	道路の樹木剪定等
公園関連業務	公園施設軽微修繕・補修業務	公園施設の軽微修繕・補修
	照明灯補修業務	照明灯の軽微修繕・補修
	清掃業務	公園の清掃
	除草業務	公園の除草
	土砂・草木回収業務	住民による清掃後の土砂・草木の回収
	樹木剪定等業務	公園の樹木剪定等
河川・排水路（法定外公共物）関連業務	河川・排水路施設軽微修繕・補修業務	河川・排水路施設の軽微修繕・補修
	排水路浚渫業務	排水路の浚渫
	清掃業務	河川・排水路の清掃
	除草業務	河川・排水路の除草
	土砂・草木回収業務	住民による清掃後の土砂・草木の回収
	樹木剪定等業務	河川・排水路の樹木剪定等

対象業務	業務細目	業務概要※2
農業公園関連業務	施設軽微修繕・補修業務	農業公園施設の軽微修繕・補修
	清掃業務	農業公園の清掃
	除草業務	農業公園の除草
	樹木剪定等業務	農業公園の樹木剪定等
農業用水・農道・里道（法定外公共物）関連業務	農業用水施設軽微修繕・補修業務	農業用水施設の軽微修繕・補修
	農道・里道軽微修繕・補修業務	舗装・側溝等の軽微修繕・補修
	農道・里道（防護柵・反射鏡・標識等）補修業務	防護柵・反射鏡・標識等の軽微修繕・補修
	清掃業務	農道・里道の清掃
	除草業務	農道・里道の除草
	土砂・草木の回収業務	住民による清掃後の土砂・草木の回収
	樹木剪定等業務	農道・里道の樹木剪定等
林道関連業務	林道軽微修繕・補修業務	舗装・側溝等の軽微修繕・補修
排水管関連業務	排水管施設軽微修繕・補修業務	排水管軽微修繕・補修・浚渫

※1 橋梁含む

※2 軽微修繕・補修の実施については、「発注者」である「泉南市」に承諾を得るものとする。

（４）履行期間

契約締結日～令和 12 年８月 31 日まで

なお、インフラ施設の維持管理を行う期間は、以下の期間とする。

令和９年９月（予定）～令和 12 年８月 31 日まで

（５）遵守すべき法令及び基準等

事業者は、業務の実施にあたり、各業務の内容に応じて関連する法令、要綱、各種基準等を遵守すること。

3. 各業務の内容

（1）共通業務

1） 統括管理業務

ア. 本委託全体のマネジメント

業務概要	本委託を円滑に進めるため、本委託全体を統括し、業務の管理体制の構築、運用、発注等をマネジメントする。
要求水準	・事業者は、統括管理責任者、業務責任者及び副業務責任者を配置し、適切に本委託の各業務を遂行すること。 ・事業期間中に、やむを得ず統括管理責任者、業務責任者又は副業務責任者を変更する場合は、事前に本市の承諾を得ること。なお、新たな統括管理責任者、業務責任者又は副業務責任者は、募集要項に示す責任者の資格要件を満たすこと。 ・統括管理責任者、業務責任者又は副業務責任者が一時的に不在になる間も、各業務が円滑に実施されるように、必要な支援体制を構築すること。 ・統括管理責任者は、本市と意見交換を行い、連携しながら本委託を進めること。 ・統括管理責任者は、各業務の進捗や実施状況を把握し、適切に本委託及び各業務を遂行すること。 ・統括管理責任者は、本委託を進める上での問題点・課題等を把握し、適切に対策を講じること。 ・業務責任者及び副業務責任者は、業務の内容を把握し、適切に当該業務を遂行すること。

イ．業務計画書及び業務報告書の作成及び提出

<table>
<tr><td>業務概要</td><td>本委託を円滑かつ適切に遂行するため、またその結果を本市が確認するために、業務計画書及び業務報告書の作成及び提出を行う。</td></tr>
<tr><td>要求水準</td><td>業務計画書及び業務報告書は、以下のとおり作成すること。
①業務計画書
本要求水準書と提案書に基づき、本委託の対象業務の業務計画書を作成する。業務計画書の種類や作成・提出時期、主な記載事項は、下表のとおりとする。主な記載事項以外の記載内容は、作成開始前に本市と協議の上、決定する。提出部数は1部とし、データは電子メールに添付して本市へ送付する。
<table>
<tr><th>書類名</th><th>作成・提出時期</th></tr>
<tr><td>長期業務計画書</td><td>業務開始1か月前までに本市の承諾を受ける</td></tr>
<tr><td>年度業務計画書</td><td>業務開始1か月前までに本市の承諾を受ける</td></tr>
</table>
②業務報告書
本委託の対象業務の業務報告書を作成する。業務報告書の種類や作成・提出時期、主な記載事項は、下表のとおりとする。主な記載事項以外の記載内容は、業務計画書の作成と合わせて本市と協議の上、決定する。提出部数は1部とし、データは電子メールに添付して本市へ送付する。
<table>
<tr><th>書類名</th><th>作成・提出時期</th></tr>
<tr><td>日報</td><td>月次報告書と合わせて提出</td></tr>
<tr><td>月次業務報告書</td><td>当該月の翌月10日まで</td></tr>
<tr><td>年度業務報告書</td><td>当該年度の翌月10日まで</td></tr>
<tr><td>委託期間業務報告書</td><td>委託期間終了日まで</td></tr>
</table>
・業務計画書及び業務報告書は、具体的かつ簡潔に記載すること。
・業務計画書及び業務報告書は、遅滞なく本市へ提出すること。
・業務計画書又は業務報告書の内容について、本市から質問等がある場合は、速やかに回答すること。
・市は、必要と認めるときは、追加資料や補足資料の提出を求めることができる。その場合、事業者は可能な限り対応すること。</td></tr>
</table>

ウ. 定例会の開催

業務概要	定例会の開催は、本市及び事業者との情報共有を図り、円滑に業務を進めるために行うものとする。
要求水準	・事業者は、毎月１回以上、本市、統括管理責任者、業務責任者及び副業務責任者が出席する定例会を開催すること。定例会は、必要に応じて、再委託先の担当者等も出席すること。 ・定例会では、以下の内容を報告・協議することを想定するが、本委託の遂行のために必要な事項があれば、定例会の議題に含めること。 ➢ 各業務の実施状況、セルフモニタリング結果の報告 ➢ 業務を実施する上での問題や課題、懸念事項等 ・定例会の議題は開催日３日前までに本市に連絡し、承諾を得ること。 ・定例会の資料は、開催日前日までに本市へ提示すること。 ・事業者は、業務報告書の他、必要に応じて各種資料等を作成し、本市が本委託の進捗・課題等を的確に把握できるように努めること。 ・統括管理責任者が出席できない場合は、代理者が代わることができるが、代理者は業務実施報告等の内容を把握し、本市への報告・説明を問題なく行うことができるようにすること。

エ. セルフモニタリングの実施及び報告

業務概要	セルフモニタリングの実施及び報告は、事業者が自ら実施した業務が本市の求める要求水準を達成しているか確認・評価し、本市へ報告するものとする。
要求水準	・契約書別紙「モニタリング計画」（以下「モニタリング計画」という。）に基づき、事業者は自ら本委託の各業務のモニタリングを実施すること。 ・契約締結後、速やかにモニタリング計画に基づき、各業務内容が要求水準と同等以上に適正に履行されているかを確認するためのセルフモニタリング計画書を作成し、本委託の各業務開始前までに本市の承諾を得ること。 ・セルフモニタリングの結果をまとめた報告書は月ごとに作成し、業務報告書（月次）と合わせて本市へ提出すること。 ・セルフモニタリング報告書は、各業務の要求水準の達成状況がわかるものとして作成すること。必要に応じて、達成したことがわかる補足資料を添付すること。

２）電話対応業務（コールセンター）

業務概要	・事業者は、対象施設の不具合等に関する市民等からの電話による通報・要望・相談等の受付を行い、本市が提供するシステムへの入力（以下、「本市システム」という。）、本市との情報共有等を行う。電話対応業務に使用する電話機は、事業者の負担で設置する。なお、電話対応対象エリアは市内全域とする。また、令和 6 年度の要望・苦情の処理件数は 1,262 件であった。
要求水準	・電話受付は、平日 9 時 00 分から 17 時 30 分まで実施する。それ以外の時間帯は、本市等が実施する。 ・夜間や休日等、受付時間外に緊急通報があった場合は、本市等が電話対応を行い、事業者へ連絡する。その際に緊急対応が必要な場合は、事業者にて補修・軽微修繕等の対応を行うものとする。 ・住民等からの入電時において、問い合せ内容に対して、適切かつ迅速に誘導することが可能な体制を構築すること。 ・FAQ の自主的な更新・拡充等により、応答品質および業務の効率化を図ること。 ・本市が対応した電話の内容等についても、事業者が本市システムへ入力すること。 ・通報・要望・相談等の内容が本委託の対象外で、かつ本市が対応すべき内容である場合は、内容を聞き取り、速やかに本市へ連絡すること。 ・通報・要望・相談等の内容が本委託の対象外で、かつ本市が対応すべきではない内容である場合も、内容を聞き取り、対応すべき機関（国、府、警察等）を伝えること。対応すべき機関が不明な場合は、必要に応じて本市に相談・確認し、案内を行うこと。 ・電話受付の状況・件数・内容等は、統括管理責任者、業務責任者及び副業務責任者は、常に把握しておくこと。

３）記録作成・保管業務

業務概要	記録作成・保管業務は、実施した作業の内容や結果等の情報を本市システムに入力するものである。
要求水準	・事業者は、各業務の作業終了後、本市システムに必要な情報を入力すること。 ・造語、略語を記載する場合は、一般用語・専門用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。 ・本市システムに入力できない情報（補足情報等）がある場合は、本市の指示を受けること ・具体的かつ簡潔な内容で入力し、誰が見ても作業の内容、対応状況等がわかるものとすること。

４）本委託終了時の引継ぎ業務

業務概要	本委託終了時の引継ぎ業務は、インフラの維持管理を円滑に進めるため、本委託の終了にあたり、次期の包括管理委託を実施する事業者へ資料や情報等を引継ぐものである。
要求水準	・事業者は、本委託の終了時に、次期の事業者へ引き継ぐために必要な資料（以下「引継ぎ資料」という。）を作成し、本委託終了日の３月前までに本市の承諾を得ること。 ・引継ぎ資料の内容は、本委託の終了時に補修・軽微修繕等が未対応となる対象施設やその状況、対象施設ごとの課題等を必須記載事項とするが、それ以外の項目については、本市と協議し、決定すること。 ・本市は、次期委託が円滑に実施できるよう、次期事業者も含めた打合せを１回以上開催する。事業者は、当該打合せに出席し、引継ぎ資料の内容等について説明を行うこと。 ・引継ぎ資料は、次期の委託開始後に対象施設の管理に支障が出ないよう、必要な事項は網羅して含めること。 ・事業者は、次期委託が円滑に開始できるよう、打合せへの出席、各種問合せに対応する等、本市に協力すること。

５）巡回業務

ア．定期巡回

業務概要	巡回業務のうち定期巡回は、定期的に市内を巡回してインフラの状況を確認し、異常事態を未然に防ぐものとする。（林道、河川、用排水路、排水管は対象外とする。）
要求水準	・定期巡回の方法、ルート及び回数は、事業者の提案によるものとする。対象施設の損傷や不法投棄等の状況が長く続くことが無いよう、適切な方法、ルート及び回数を設定すること。 ・定期的に対象範囲内を巡回し、対象施設の損傷や不法投棄等の状況を確認し、必要な措置を行うこと。場所、時間、状況、対応した内容等は、速やかに記録する。また、現地の写真を撮影し、画像を保管すること。 ・通行人や利用者の安全性に関わる不具合を発見した場合は、その場で対応できるものについては、速やかに対応すること。すぐに対応できない場合は、通行人や利用者の安全性を確保した上で、本委託の各業務にて対応すること。 ・定期巡回の結果は日報に記録し、本市と情報を共有すること。 ・定期巡回を実施することにより、事前に対象施設の損傷等の兆候等を発見し、予防保全を実施することで、維持管理費の抑制に努めること。

イ．緊急巡回

業務概要	巡回業務のうち緊急巡回は、緊急時や災害発生または発生の恐れがある場合に市内を巡回してインフラの状況を確認し、異常事態を未然に防ぐものとする。 （全施設を対象とする。）
要求水準	・本委託の対象範囲内で災害が発生する恐れがある場合、災害が発生した場合、事故等が発生した場合は、緊急巡回を行い、対象施設の損傷の有無や状況を確認し、速やかに本市へ報告すること。 ・本市からの緊急巡回実施の要請がある場合は、速やかに緊急巡回を行い、巡回結果を本市へ報告すること。 ・市民等から緊急巡回の要望を受けた場合は、速やかに緊急巡回を行い、適切な対応を行うこと。 ・緊急巡回の際に災害発生により損傷がひどくなることが想定される箇所を発見した場合は、即時対応可能な措置を行うこと。その場ですぐに対応できない場合は、通行人や利用者の安全性を確保した上で、本市へ速やかに連絡し、指示を受けること。

６）災害対応業務

業務概要	災害発生に対する初動対応は、災害が発生する恐れがある場合、または災害が発生した場合に、被害を可能な限り抑え、市民・利用者の安全を確保するために行うものである。
要求水準	・対象範囲内で災害が発生する恐れがある場合、または災害が発生した場合の初動対応を行う。 ・本市から事業者に対して災害対応業務の実施について連絡した場合、速やかに初動対応を行う。初動対応の内容は、以下のとおりとする。なお、本市からの連絡が無くても、必要に応じて、事業者の判断で初動対応を行うこと。 ●土嚢の設置 ●倒木や障害物を除去 ●カラーコーンを設置し、道路利用者等の安全確保 ●その他、災害が発生した現場の応急対応等 ・事業者は、過去に倒木や冠水が発生した対象施設について、事前に確認して把握し、本市と協議の上、予め危険要因の除去、軽減等の対策を行う。 ・災害発生により対象施設が安全に利用できない状態であることが明らかである場合は、事業者の判断により危険に関する注意喚起を行い、その後、速やかに本市へ報告し、指示を受けること。 ・災害対応業務で想定していない事象が発生した場合において、本市から対応を指示する場合がある。事業者は可能な限り対応すること。なお、当該指示による作業を実施した場合に発生した費用等については、後日、本市と事業者で協議する。 ・災害対応業務は、作業者の安全を確保しながら実施すること。 ・本委託の対象範囲が各種災害警報の対象地域に含まれた場合、災害の発生が予測される場合は、速やかに初動対応を行うことができるよう、必要な人員、資機材等を準備すること。

（２）道路関連業務

１） 道路施設軽微修繕・補修業務

業務概要	道路施設軽微修繕・補修業務は、道路舗装、橋梁、排水施設（側溝、街渠、集水桝等)、擁壁の軽微修繕・補修とする。ただし、１件当たりに係る見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、巡回点検、通報、要望その他の業務により、損傷又は不具合を確認した場合、別紙２ 軽微修繕・補修実施要領により、軽微修繕・補修補修を行うほか、本市からの要請により、軽微修繕・補修を行うこと。 ・施設の不具合や損傷が著しく、軽微修繕・補修の範囲を超える措置が必要な場合には、速やかに本市へ連絡し、協議すること。 ・施設の不具合や損傷により、通行人や車両が通常想定される範囲内で道路を利用したときに、事故が発生する恐れがある場合、または速度制限を伴う等の円滑な道路の利用を阻害する恐れがある場合は、速やかに場所、時間、状態等を写真等で記録し、本市に報告すること。 ・作業にあたっては、適切な交通管理・安全管理を行い、通行人や通行する車両に配慮し、渋滞の発生等を抑制すること。 ・道路の交通規制が必要な場合は、本市及び警察署と打合せの上、事業者により必要な対応を行うこと。 ・緊急に軽微修繕・補修工事を行う必要がある場合は、速やかに実施し、作業実施前及び実施後の状況を記録すること。 ・作業中に道路利用者や市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。 ・軽微修繕・補修を行う際に使用する材料等については、事業者により手配するものとする。 ・材料等の仕様は問わないが、仕様については、作業計画書へ記載し本市と事前に協議すること。

２）交通安全施設補修業務

業務概要	交通安全施設補修業務は、道路照明灯及び防犯灯、標識、防護柵の軽微修繕・補修とする。ただし、１件当たりの軽微修繕・補修に係る見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、巡回点検、通報、要望その他の業務により、損傷又は不具合を確認した場合、別紙２ 軽微修繕・補修実施要領により、交通安全施設（道路照明灯・防犯灯（電球やパーツの交換を含む。）、視線誘導設備、標識、防護柵等）の軽微修繕・補修補修を行うほか、本市からの要請により、軽微修繕・補修を行うこと。 ※区画線は除く ・交通安全施設の不具合により、通行人や車両が通常想定される範囲内で道路を利用したときに、事故が発生する恐れがある場合、または速度制限を伴う等の円滑な道路の利用を阻害する恐れがある場合は、速やかに補修を実施すること。 ・補修にあたっては、通行人や通行する車両の通行に配慮し、渋滞の発生等を抑制すること。 ・作業中に道路利用者や市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。 ・補修を行う際に使用する材料等については、事業者により手配するものとする。 ・材料等の仕様は問わないが、仕様については、作業計画書へ記載し、本市と事前に協議すること。

３）道路反射鏡補修業務

業務概要	道路反射鏡補修業務は、道路反射鏡の軽微修繕・補修（鏡面交換、支柱交換等）を行うものとする。ただし、１件当たりの軽微修繕・補修に係る見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、巡回点検、通報、要望その他の業務により、損傷又は不具合を確認した場合、別紙２ 軽微修繕・補修実施要領により、道路反射鏡の軽微修繕・補修（鏡面交換、支柱交換等）を行うほか、本市からの要請により、軽微修繕・補修を行うこと。なお、新設は含まない。 ・通行人や通行する車両が安全・快適に道路を利用することができるよう、常に道路反射鏡を良好な状態に保つこと。 ・道路反射鏡の不具合により、通行人や車両が通常想定される範囲内で道路を利用したときに、事故が発生する恐れがある場合は、速やかに軽微修繕・補修を実施すること。 ・軽微修繕・補修にあたっては、通行人や通行する車両の通行に配慮し、渋滞の発生等を抑制すること。 ・作業中に道路利用者や市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。 ・軽微修繕・補修を行う際に使用する材料等については、事業者により手配するものとする。 ・材料等の仕様は問わないが、仕様については作業計画書へ記載し、本市と事前に協議すること。

４）清掃業務

業務概要	道路の清掃業務は、道路や側溝等の清掃を行うものとする。
要求水準	・事業者は、定期的に清掃を行うほか、市民等からの要望や本市の要請により、清掃を行うこと。 ・定期的に行う清掃業務の実施方法・回数等は、原則として事業者の提案によるものとする。 ・対象施設の美観を維持し、通行人や通行する車両が安全かつ快適に道路を通行できるよう、適切な方法・回数等を設定すること。 ・台風、大雨、暴風等の後や落ち葉の多い時期は、作業回数を増やす等、良好な状態で道路を通行することができるようにすること。 ・動物の死骸がある場合は、本市へ対応要請の連絡を行うこと。 ・放置自転車がある場合、本市へ対応要請の連絡を行うこと。 ・不法投棄を発見した場合は、本市へ対応要請の連絡を行うこと。 ・放置原動機付自転車又は自動車がある場合は、泉南警察署へ対応要請の連絡を行うこと。 ・通行を妨げる落下物等がある場合は、速やかに落下物等を撤去すること。撤去が難しい場合は、速やかに本市に対応方法を確認し、その指示に従うこと。 ・落書きがある場合は、消去・除去すること。 ・道路の清掃は、通行人や通行する車両、作業者の安全を確保するとともに、円滑な通行に支障がないように実施すること。 ・本市が特に指定する路線、橋梁は、常に良好な状態で市民等が利用できるよう、枯れ枝、落ち葉、土砂、糞尿、汚物、ゴミ等の散乱等を月１回以上清掃する。 ・収集したゴミや土砂は、速やかに運搬処理すること。 ・作業中に道路利用者や市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。

５）除草業務

業務概要	道路の除草業務は、路肩や街路樹植栽桝内・植栽桝等の除草を行うものとする。ただし、１件当たりの見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、定期的に除草を行うほか、市民等からの要望や本市の要請により、除草を行うこと。 ・定期的に行う除草業務の実施時期・回数等は、原則として事業者の提案によるものとする。 ・適切に除草することにより、通行人や通行する車両の視認性（特に交差点部）及び道路の美観を確保するよう、適切な時期・回数等を設定すること。 ・植樹帯等のある道路は、１年に２回以上除草し、美観を維持すること。 ・人力で除草する場合は、雑草類の根株を残さないように抜き取ること。また、フェンス等に絡まった蔓性植物も根株を残さないように抜き取ること。その際に、植栽されている植物の根が浮き上がった場合は、よく抑えて植えなおすこと。 ・除草した跡は均し、清掃を行うこと。 ・除草した植物、刈草等は、一般廃棄物として速やかに適切に処分し、除草業務が終了した現場は良好な状態にすること。 ・機械又は人力による除草では対応が難しい場合は、除草剤を使用することも可能とするが、除草剤を使用することを事前に本市と協議し、承諾を得た上で使用すること。散布範囲は必要最小限度とし、使用する際は通行者、利用者等の安全を確保し、周囲の環境に配慮すること。なお、農業用水周辺は、除草剤の使用は認めない。 ・除草業務は、通行人・利用者・建造物・車両等に損傷を与えないよう十分に注意して実施すること。万一、損傷を与えた場合は、事業者の責任において対応すること。なお、損傷の状況等については、速やかに本市へ報告すること。 ・作業中に道路利用者や市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。

６）土砂・草木回収業務

業務概要	道路の土砂・草木回収業務は、住民による道路清掃により集められた土砂・草木を回収するものである。
要求水準	・事業者は、本市の要請等により、住民による清掃後の土砂・草木を回収すること。 ・回収した土砂・草木は、本市が指定する仮置き場へ運搬すること。 ・土砂・草木を回収した跡は、清掃し、良好な状態にすること。 ・快適な住環境を確保するため、速やかに回収すること。

７）樹木剪定等業務

業務概要	道路の樹木剪定等業務委託は、街路樹の剪定、枯損木・倒木処理、控木撤去・結束直し等を行うものとする。ただし、１件当たりの見積額は50万円未満とする。
要求水準	・事業者は、定期的に街路樹の枯損木・倒木処理、剪定、控木撤去・結束直し・取付、消毒・害虫駆除、清掃等（以下「樹木剪定等」という。）の作業を行うほか、市民等からの要望や本市の要請により、樹木剪定等を行うこと。 ・定期的に行う街路樹の剪定等の実施時期・回数等は、原則として事業者の提案によるものとする。 ・適切に剪定することにより、信号や街路灯、標識等の視認性を確保すること。 ・街路樹の繁茂を放置することを原因として、通行人や車両等が通常想定される利用範囲内で利用した際に身体及び財産に著しい悪影響を与える可能性がある場合は、速やかに剪定等を行うこと。 ・選定した枝や切りくずなどは、速やかに回収し、適切な場所にて処理すること。 ・樹木剪定等は、通行人・建造物・車両等に損傷を与えないよう十分に注意して実施すること。万一、損傷を与えた場合は、事業者の責任において対応すること。なお、損傷の状況等については、速やかに本市へ報告すること。 ・作業中に道路利用者や市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。

（３）公園関連業務

１） 公園施設軽微修繕・補修業務

業務概要	公園施設は、次に掲げる施設を対象として、軽微修繕・補修を実施するものとする。 ・園路及び広場 ・植栽、花壇、その他の修景施設 ・休憩所、ベンチ等の休養施設 ・門、柵、フェンス、照明施設等の管理施設 ・遊具 ただし、１件当たりの軽微修繕・補修に係る見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、巡回点検、通報、要望その他の業務により、損傷又は不具合を確認した場合、別紙２ 軽微修繕・補修実施要領により、公園施設の軽微修繕・補修を行うほか、本市からの要請により、軽微修繕・補修を行うこと。 ・公園施設の不具合や損傷が著しく、軽微修繕・補修の範囲を超える措置が必要な場合には、速やかに本市に連絡し、協議すること。 ・公園施設の不具合や損傷により、利用者が通常想定される範囲内で公園を利用したときに、事故等が発生する恐れがある場合、または公園の利用を阻害する恐れがある場合は、速やかに場所、時間、状態等を写真等で記録し、本市に報告すること。 ・作業中に公園利用者や周辺住民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。 ・軽微修繕・補修を行う際に使用する材料等については、事業者により手配するものとする。 ・材料等の仕様は問わないが、仕様については、作業計画書に記載し、本市と事前に協議すること。

２）照明灯補修業務

業務概要	公園の照明灯補修業務は、照明灯の軽微修繕・補修（電球・パーツの交換等）を行うものである。ただし、１件当たりの軽微修繕・補修に係る見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、巡回点検、通報、要望その他の業務により、損傷又は不具合を確認した場合、別紙２ 軽微修繕・補修実施要領により、照明灯の軽微修繕・補修（電球やパーツの交換を含む。）を行うほか、本市からの要請により、軽微修繕・補修を行うこと。 ・照明灯は、常に機能を維持し、利用者が安全に、安心して公園を利用できるようにすること。 ・照明灯の不具合により、事故・犯罪等が発生する恐れがある場合は、速やかに補修を実施すること。 ・作業中に公園利用者や周辺住民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。 ・軽微修繕・補修を行う際に使用する材料等については、事業者により手配するものとする。

３）清掃業務

業務概要	公園の清掃業務は、公園の美観を保持するため、公園内のゴミ拾い、落ち葉掃き等を行うものである。
要求水準	・事業者は、定期的に清掃を行うほか、市民等からの要望や本市の要請により、清掃を行い、公園の美観を保持すること。 ・定期的に行う清掃業務の実施方法・回数等は、原則として事業者の提案によるものとする。 ・対象施設の美観を維持し、通行人や利用者が快適に利用できるよう、適切な方法・回数等を設定すること。 ・台風、大雨、暴風等の後や落ち葉の多い時期は、作業回数を増やす等、良好な状態で市民等が利用できるようにすること。 ・公園の利用を妨げる落下物等がある場合は、速やかに落下物等を撤去すること。撤去が難しい場合は、速やかに本市に対応方法を確認し、その指示に従うこと。 ・本市が特に指定する公園は、良好な状態で市民等が利用できるよう、枯れ枝、落ち葉、土砂、糞尿、汚物、ゴミ等の散乱等を月１回以上清掃する。 ・動物の死骸がある場合は、本市へ対応要請の連絡を行う。 ・放置自転車がある場合、本市へ対応要請の連絡を行う。 ・不法投棄を発見した場合は、本市へ対応要請の連絡を行う。 ・放置原動機付自転車又は自動車がある場合は、泉南警察署へ対応要請の連絡を行う。 ・落書きがある場合は、消去・除去すること。 ・清掃業務は、通行人や利用者、作業者の安全を確保しながら実施すること。 ・収集したゴミや土砂は、速やかに運搬処理すること。 ・作業中に公園利用者や周辺住民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。

４）除草業務

業務概要	公園の除草業務は、公園の美観を保持するため、公園内を人力・機械による草刈及び除草を行うものとする。ただし、１件当たりの見積額は50万円未満とする。
要求水準	・事業者は、定期的に除草を行うほか、市民等からの要望や本市の要請により、除草を行うこと。 ・本委託対象範囲の他、りんくうタウン内の緑地の除草を行うこと。 ・定期的に行う除草業務の実施時期・回数等は、原則として事業者の提案によるものとする。 ・公園の美観を常に維持するよう、適切な時期・回数等を設定すること。 ・人力で除草する場合は、雑草類の根株を残さないように抜き取ること。また、フェンス等に絡まった蔓性植物も根株を残さないように抜き取ること。その際に、植栽されている植物の根が浮き上がった場合は、よく抑えて植えなおすこと。 ・除草した跡は均し、清掃を行うこと。 ・除草した植物、刈草等は、一般廃棄物として速やかに適切に処分し、除草業務が終了した現場は良好な状態にすること。 ・機械又は人力による除草では対応が難しい場合は、除草剤を使用することも可能とするが、除草剤を使用することを事前に本市と協議し、承諾を得た上で使用すること。散布範囲は必要最小限度とし、使用する際は通行者、利用者等の安全を確保し、周囲の環境に配慮すること。なお、農業用水周辺は、除草剤の使用は認めない。 ・除草業務は、通行人・利用者・建造物・車両等に損傷を与えないよう十分に注意して実施すること。万一、損傷を与えた場合は、事業者の責任において対応すること。なお、損傷の状況等については、速やかに本市へ報告すること。 ・作業中に公園利用者や周辺住民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。

５）土砂・草木の回収業務

業務概要	公園の土砂・草木回収業務は、住民による公園内清掃により集められた土砂・草木を回収するものである。
要求水準	・事業者は、本市の要請等により、住民による清掃後の土砂・草木を回収すること。 ・快適な住環境を確保するため、速やかに回収することこと。 ・回収した土砂・草木は、本市が指定する仮置き場へ運搬すること。 ・土砂・草木を回収した跡は、清掃し、良好な状態にすること。

６）樹木剪定等業務

業務概要	公園内の樹木剪定等業務委託は、公園内の樹木の剪定、枯損木・倒木処理等を行うものとする。ただし、１件当たりの見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、定期的に公園の樹木剪定等の作業を行うほか、市民等からの要望や本市の要請により、樹木剪定等を行うこと。 ・定期的に行う樹木剪定等の実施時期・回数等は、原則として事業者の提案によるものとする。 ・公園の樹木は、常に良好な樹形を保つように、適切に剪定すること。 ・樹木剪定等は、各樹木の種類、形状及び周囲の状況を把握し、実施すること。 ・枯損木や倒木の危険があることを発見した場合は、速やかに伐採等の措置を行うこと。 ・剪定した枝等は、速やかに運搬し、適切に処理すること。 ・樹木剪定等は、公園利用者・通行人・建造物・車両等に損傷を与えないよう十分に注意して実施すること。万一、損傷を与えた場合は、事業者の責任において対応すること。なお、損傷の状況等については、速やかに本市へ報告すること。 ・作業中に公園利用者や周辺住民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。

（４）河川・排水路（法定外公共物）関連業務

１） 河川・排水路施設軽微修繕・補修業務

業務概要	河川・排水路施設軽微修繕・補修業務は、河川・排水路（法定外公共物）の軽微修繕・補修を行うものとする。ただし、１件当たりの軽微修繕・補修に係る見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、通報、要望その他の業務により、損傷又は不具合を確認した場合、別紙２ 軽微修繕・補修実施要領により、河川・排水路（法定外公共物）の軽微修繕・補修を行うほか、本市からの要請により、軽微修繕・補修を行うこと。 ・陥没、倒木、水路崩壊、閉塞等、大きく損傷した場合は、速やかに現地確認を行い、市民等の安全性を確保した上で、軽微修繕・補修を行うこと。 ・施設の不具合や損傷が著しく、軽微修繕・補修の範囲を超える措置が必要な場合には、速やかに本市へ連絡し、協議すること。 ・緊急に軽微修繕・補修を行う必要がある場合は、速やかに実施し、作業実施前及び実施後の状況を記録すること。 ・作業中に市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に連絡すること。 ・軽微修繕・補修を行う際に使用する材料等については、事業者により手配するものとする。 ・材料等の仕様は問わないが、仕様については、作業計画書へ記載し本市と事前に協議すること。

２）排水路浚渫業務

業務概要	排水路浚渫業務は、排水路（法定外公共物）の浚渫を行うものとする。ただし、１件当たりの見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、通報、要望その他の業務により、損傷又は不具合を確認した場合、業務の範囲内において、排水路（法定外公共物）の清掃・塵芥等の撤去を行うほか、本市からの要請により、清掃・塵芥等の撤去を行うこと。 ・適切に実施し、流下能力を確保し、河川・排水路周辺の美観を保持すること。 ・塵芥等は、本市の指示に従い、適正に処理すること。 ・作業中に市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に連絡するとともに、必要な措置をとること。

３）清掃業務

業務概要	河川・排水路（法定外公共物）の清掃業務は、河川・排水路（法定外公共物）の機能を正常に保つことを目的に、河川敷や排水路の清掃を行う。
要求水準	・事業者は、定期的に清掃を行うほか、市民等からの要望や本市の要請により、清掃を行うこと。 ・定期的に行う清掃の実施方法・回数等は、原則として事業者の提案によるものとする。 ・河川・排水路の美観を維持するよう、適切な方法・回数等を設定すること。 ・台風、大雨、暴風等の後や落ち葉の多い時期は、作業回数を増やす等、良好な状態を保持すること。 ・本市が特に指定する河川・排水路は、良好な状態を保持するよう、枯れ枝、落ち葉、土砂、糞尿、汚物、ゴミ等の散乱等を月１回以上清掃すること。 ・動物の死骸がある場合は、本市へ対応要請の連絡を行う。 ・放置自転車がある場合、本市へ対応要請の連絡を行う。 ・不法投棄を発見した場合は、本市へ対応要請の連絡を行う。 ・放置原動機付自転車又は自動車がある場合は、泉南警察署へ対応要請の連絡を行う。 ・清掃業務は、作業者の安全を確保しながら実施すること。 ・河川・排水路の清掃は、ゴミ等が水に入らないように配慮しながら実施すること。 ・流れを妨げる落下物等がある場合は、速やかに落下物等を撤去すること。撤去が難しい場合は、速やかに本市に対応方法を確認し、その指示に従うこと。 ・収集したゴミや土砂は、速やかに運搬処理すること。 ・作業中に市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。

４）除草業務

業務概要	河川・排水路（法定外公共物）の除草業務は、河川・排水路（法定外公共物）の機能を正常に保つことを目的に、河川敷や排水路の除草を行う。ただし、１件当たりの見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、定期的に除草を行うほか、市民等からの要望や本市の要請により、除草を行うこと。 ・定期的に行う除草の実施時期・回数等は、原則として事業者の提案によるものとする。 ・河川・排水路周辺の美観を維持するよう、適切な時期・回数等を設定すること。 ・人力で除草する場合は、雑草類の根株を残さないように抜き取ること。また、フェンス等に絡まった蔓性植物も根株を残さないように抜き取ること。その際に、植栽されている植物の根が浮き上がった場合は、よく抑えて植えなおすこと。 ・除草した跡は均し、清掃を行うこと。 ・除草した植物、刈草等は、一般廃棄物として速やかに適切に処分し、除草業務が終了した現場は良好な状態にすること。 ・機械又は人力による除草では対応が難しい場合は、除草剤を使用することも可能とするが、除草剤を使用することを事前に本市と協議し、承諾を得た上で使用すること。散布範囲は必要最小限度とし、使用する際は、周囲の環境に配慮すること。 ・除草業務は、十分に注意して実施すること。万一、事故等が発生した場合は、速やかに本市に連絡した上で、事業者の責任において対応すること。 ・作業中に市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。

５）土砂・草木の回収業務

業務概要	河川・排水路（法定外公共物）の土砂・草木回収業務は、住民による道路清掃により集められた土砂・草木を回収するものである。
要求水準	・事業者は、本市の要請等により、住民による清掃後の土砂・草木を回収すること。 ・回収した土砂・草木は、本市が指定する仮置き場へ運搬すること。 ・土砂・草木を回収した跡は、清掃し、良好な状態にすること。 ・快適な住環境を確保するため、速やかに回収すること。

６）樹木剪定等業務

業務概要	河川・排水路（法定外公共物の樹木剪定等業務委託は、河川敷・排水路脇の樹木の剪定、枯損木・倒木処理等を行うものとする。ただし、１件当たりの見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、定期的に河川・排水路（法定外公共物）周辺の樹木の樹木剪定等の作業を行うほか、市民等からの要望や本市の要請により、樹木剪定等を行うこと。 ・定期的に行う剪定等の実施時期・回数等は、原則として事業者の提案によるものとする。 ・河川・排水路周辺の美観を維持するよう、適切な時期・回数等を設定すること。 ・樹木剪定等は、各樹木の種類、形状及び周囲の状況を把握し、実施すること。 ・枯損木や倒木の危険があることを発見した場合は、速やかに伐採等の措置を行うこと。 ・剪定した枝等は、速やかに運搬し、適切に処理すること。 ・樹木剪定等は、周辺の施設等に損傷を与えないよう十分に注意して実施すること。万一、損傷を与えた場合は、事業者の責任において対応すること。なお、損傷の状況等は、速やかに本市へ報告すること。 ・作業中に市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。

（５）農業公園関連業務

１）農業公園施設軽微修繕・補修業務

業務概要	農業公園施設は、次に掲げる施設を対象として、軽微修繕・補修を実施するものとする。 ・園路及び広場 ・植栽、花壇、その他の修景施設 ・休憩所、ベンチ等の休養施設 ・門、柵、フェンス、照明施設等の管理施設 ・遊具 ただし、１件当たりの軽微修繕・補修に係る見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・泉南市農業公園は、現在、花畑エリア及びプランツセンターの維持管理を別途、業務委託している。本委託では、業務委託している範囲外のエリアについて施設の軽微修繕・補修を行うこと。 ・事業者は、巡回点検、通報、要望その他の業務により、損傷又は不具合を確認した場合、別紙２ 軽微修繕・補修実施要領により、農業公園の施設の軽微修繕・補修を行うほか、本市からの要請により、軽微修繕・補修を行うこと。 ・公園施設の不具合や損傷により、利用者が通常想定される範囲内で公園を利用したときに事故等が発生する恐れがある場合、または公園の利用を阻害する恐れがある場合は、速やかに損傷個所、時間、状態等を写真等で記録し、本市に報告すること。 ・作業中に市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。 ・軽微修繕・補修を行う際に使用する材料等については、事業者により手配するものとする。 ・材料等の仕様は問わないが、仕様については、作業計画書に記載し、本市と事前に協議すること。

２）清掃業務

業務概要	農業公園の清掃業務は、農業公園の美観を保持するため、農業公園内のゴミ拾い、落ち葉掃き等を行うものである。
要求水準	・事業者は、本委託の対象範囲を定期的に清掃するほか、市民等からの要望や本市の要請により清掃を行い、農業公園の美観を保持すること。 ・定期的に行う清掃の実施方法・回数等は、原則として事業者の提案によるものとする。 ・農業公園の美観を常に維持し、通行人や利用者が快適に利用できるよう、適切な方法・回数等を設定すること。 ・台風、大雨、暴風等の後や落ち葉の多い時期は、作業回数を増やす等、良好な状態で市民等が利用できるようにすること。 ・利用を妨げる落下物等がある場合は、速やかに落下物等を撤去すること。撤去が難しい場合は、速やかに本市に対応方法を確認し、その指示に従うこと。 ・動物の死骸がある場合は、本市へ対応要請の連絡を行う。 ・放置自転車がある場合、本市へ対応要請の連絡を行う。 ・不法投棄を発見した場合は、本市へ対応要請の連絡を行う。 ・放置原動機付自転車又は自動車がある場合は、泉南警察署へ対応要請の連絡を行う。 ・清掃業務は、通行人や利用者、作業者の安全を確保しながら実施すること。 ・農業公園の清掃は、利用者の利用に支障がないように実施すること。 ・収集したゴミや土砂は、速やかに運搬処理すること。 ・作業中に市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。

３）除草業務

業務概要	農業公園の除草業務は、農業公園の美観を保持するため、農業公園内を人力・機械による草刈及び除草を行うものとする。ただし、１件当たりの見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、定期的に除草を行うほか、市民等からの要望や本市の要請により、除草を行うこと。 ・定期的に行う除草の実施時期・回数等は、原則として事業者の提案によるものとする。 ・農業公園の美観を常に維持するよう、適切な時期・回数等を設定すること。 ・人力で除草する場合は、雑草類の根株を残さないように抜き取ること。また、フェンス等に絡まった蔓性植物も根株を残さないように抜き取ること。その際に、植栽されている植物の根が浮き上がった場合は、よく抑えて植えなおすこと。 ・除草した跡は均し、清掃を行うこと。 ・除草した植物、刈草等は、一般廃棄物として速やかに適切に処分し、除草業務が終了した現場は良好な状態にすること。 ・機械又は人力による除草では対応が難しい場合は、除草剤を使用することも可能とするが、除草剤を使用することを事前に本市と協議し、承諾を得た上で使用すること。散布範囲は必要最小限度とし、使用する際は通行者、利用者等の安全を確保し、周囲の環境に配慮すること。 ・除草業務は、利用者・建造物・車両等に損傷を与えないよう十分に注意して実施すること。万一、損傷を与えた場合は、事業者の責任において対応すること。なお、損傷の状況等については、速やかに本市へ報告すること。 ・作業中に市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。

４）樹木剪定等業務

業務概要	農業公園内の樹木剪定等業務委託は、農業公園内の樹木の剪定、枯損木・倒木処理等を行うものとする。ただし、１件当たりの見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、定期的に樹木の枯損木処理、倒木処理、剪定、清掃等（以下「樹木剪定等」という。）の作業を行うほか、市民等からの要望や本市の要請により、樹木剪定等を行うこと。 ・定期的に行う農業公園の樹木の剪定等の実施時期・回数等は、原則として事業者の提案によるものとする。 ・農業公園の樹木は、常に良好な樹形を保つように、剪定の時期・回数等を設定すること。 ・樹木剪定等は、各樹木の種類、形状及び周囲の状況を把握し、実施すること。 ・枯損木や倒木の危険があることを発見した場合は、速やかに伐採等の措置を行う。 ・剪定した枝等は、速やかに運搬し、適切に処理すること。 ・樹木剪定等は、農業公園利用者・建造物・車両等に損傷を与えないよう十分に注意して実施すること。万一、損傷を与えた場合は、事業者の責任において対応すること。なお、損傷の状況等については、速やかに本市へ報告すること。 ・作業中に農業公園利用者や周辺住民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること

（６）農業用水・農道・里道（法定外公共物）関連業務

１） 農業用水施設軽微修繕・補修業務

業務概要	農業用水施設の軽微修繕・補修を行うものとする。ただし、１件当たりに係る見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、巡回点検、通報、要望その他の業務により、損傷又は不具合を確認した場合、別紙２ 軽微修繕・補修実施要領により、農業用水（法定外公共物）の軽微修繕・補修を行うほか、本市からの要請により、軽微修繕・補修を行うこと。 ・陥没、倒木、堤防・護岸・水路崩壊、閉塞等の場合は、速やかに現地確認を行い、周辺住民の安全性を確保した上で修繕・補修を行うこと。 ・施設の不具合や損傷が著しく、軽微修繕・補修の範囲を超える措置が必要な場合には、速やかに本市へ連絡し、協議すること。 ・緊急に軽微修繕・補修工事を行う必要がある場合は、速やかに実施し、作業実施前及び実施後の状況を記録すること。 ・事前に本市及び地元の関係者（軽微修繕・補修箇所周辺の土地利用者等）に連絡した上で、工事に着手すること。 ・畑、水田等に立ち入る場合は、事前に土地所有者の承諾を得るものとし、施工方法等については土地所有者と十分協議し、営農に支障のないようにすること。 ・農業用水の利用に支障が無いよう、常に良好な状態に保つこと。 ・不具合を発見した場合は、可能な限り早急に必要な措置を実施し、重大な事故等を未然に防ぐこと。 ・作業中に市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。 ・軽微修繕・補修を行う際に使用する材料等については、事業者により手配するものとする。 ・材料等の仕様は問わないが、仕様については、作業計画書へ記載し本市と事前に協議すること。

２）農道・里道軽微修繕・補修業務

業務概要	農道・里道における道路舗装、排水施設（側溝、街渠、集水桝等）の軽微修繕・補修を行うものとする。ただし、１件当たりに係る見積額は50万円未満とする。
要求水準	・事業者は、巡回点検、通報、要望その他の業務により、損傷又は不具合を確認した場合、別紙２ 軽微修繕・補修実施要領により、農道（舗装・側溝等排水施設）・里道の軽微修繕・補修を行うほか、本市からの要請により、軽微修繕・補修を行うこと。 ・施設の不具合や損傷が著しく、軽微修繕・補修の範囲を超える措置が必要な場合には、速やかに本市へ連絡し、協議すること。 ・農道の舗装・側溝等排水施設及び里道の不具合により、事故が発生する恐れがある場合は、速やかに軽微修繕・補修を実施すること。 ・事前に本市及び地元の関係者（軽微修繕・補修箇所周辺の土地利用者等）に連絡した上で、工事に着手すること。 ・畑、水田等に立ち入る場合は、事前に土地所有者の承諾を得るものとし、施工方法等については土地所有者と十分協議し、営農に支障のないようにすること。 ・通行人や通行する車両が常に安全・安心して農道・里道を利用することができるよう、常に良好な状態に保つこと。 ・不具合等を発見した場合は、可能な限り早急に必要な措置を実施し、重大な事故等を未然に防ぐこと。 ・作業中に市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。 ・軽微修繕・補修を行う際に使用する材料等については、事業者により手配するものとする。 ・材料等の仕様は問わないが、仕様については、作業計画書へ記載し本市と事前に協議すること。

３）農道・里道（防護柵・反射鏡・標識等）補修業務

業務概要	農道・里道における防護柵・反射鏡・標識等の軽微修繕・補修を行うものとする。ただし、１件当たりに係る見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、巡回点検、通報、要望その他の業務により、損傷又は不具合を確認した場合、別紙２ 軽微修繕・補修実施要領により、農道・里道の防護柵・反射鏡・標識等の軽微修繕・補修を行うほか、本市からの要請により、軽微修繕・補修を行うこと。 ・防護柵・反射鏡・標識等の不具合により、事故が発生する恐れがある場合は、速やかに軽微修繕・補修を実施すること。 ・事前に本市及び地元の関係者（軽微修繕・補修箇所周辺の土地利用者等）に連絡した上で、工事に着手すること。 ・畑、水田等に立ち入る場合は、事前に土地所有者の承諾を得るものとし、施工方法等については土地所有者と十分協議し、営農に支障のないようにすること。 ・軽微修繕・補修にあたっては、通行人や車両の通行に配慮し、渋滞の発生を抑制すること。 ・作業中に市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。 ・軽微修繕・補修を行う際に使用する材料等については、事業者により手配するものとする。 ・材料等の仕様は問わないが、仕様については、作業計画書へ記載し本市と事前に協議すること。

４）清掃業務

業務概要	農道・里道の清掃業務は、道路や側溝等の清掃を行うものとする。
要求水準	・事業者は、定期的に清掃を行うほか、市民等からの要望や本市の要請により、清掃を行い、対象範囲の美観を保持すること。 ・定期的に行う清掃の実施方法・回数等は、原則として事業者の提案によるものとする。 ・対象施設の美観を維持し、通行人や利用者が快適に利用できるよう、適切な方法・回数等を設定すること。 ・台風、大雨、暴風等の後や落ち葉の多い時期は、作業回数を増やす等、良好な状態で市民等が利用できるようにすること。 ・通行や利用を妨げる落下物等がある場合は、速やかに落下物等を撤去すること。撤去が難しい場合は、速やかに本市に対応方法を確認し、その指示に従うこと。 ・動物の死骸がある場合は、本市へ対応要請の連絡を行う。 ・放置自転車がある場合、本市へ対応要請の連絡を行う。 ・不法投棄を発見した場合は、本市へ対応要請の連絡を行う。 ・放置原動機付自転車又は自動車がある場合は、泉南警察署へ対応要請の連絡を行う。 ・清掃業務は、通行人や利用者、作業者の安全を確保しながら実施すること。 ・農道・里道の清掃は、通行人や車両の円滑な通行に支障がないように実施すること。 ・収集したゴミや土砂は、速やかに運搬処理すること。 ・作業中に市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。

５）除草業務

業務概要	農業用水・農道・里道の除草業務は、農業用水の周辺部や路肩等の除草を行うものとする。ただし、１件当たりの見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、定期的に除草を行うほか、市民等からの要望や本市の要請により、除草を行うこと。 ・定期的に行う除草の実施時期・回数等は、原則として事業者の提案によるものとする。 ・周辺の美観を維持するよう、適切な時期・回数等を設定すること。 ・人力で除草する場合は、雑草類の根株を残さないように抜き取ること。また、フェンス等に絡まった蔓性植物も根株を残さないように抜き取ること。その際に、植栽されている植物の根が浮き上がった場合は、よく抑えて植えなおすこと。 ・除草した跡は均し、清掃を行うこと。 ・除草した植物、刈草等は、一般廃棄物として速やかに適切に処分し、除草業務が終了した現場は良好な状態にすること。 ・機械又は人力による除草では対応が難しい場合は、除草剤を使用することも可能とするが、除草剤を使用することを事前に本市と協議し、承諾を得た上で使用すること。散布範囲は必要最小限度とし、使用する際は通行者、利用者等の安全を確保し、周囲の環境に配慮すること。なお、農道は、除草剤の使用は認めない。 ・除草業務は、通行人・利用者・建造物・車両等に損傷を与えないよう十分に注意して実施すること。万一、損傷を与えた場合は、事業者の責任において対応すること。なお、損傷の状況等については、速やかに本市へ報告すること。 ・作業中に市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。

６）土砂・草木の回収業務

業務概要	農業用水・農道・里道（法定外公共物）の土砂・草木回収業務は、住民による清掃により集められた土砂・草木を回収するものである。
要求水準	・事業者は、本市の要請等により、住民による清掃後の土砂・草木を回収すること。 ・回収した土砂・草木は、本市が指定する仮置き場に運搬すること。 ・土砂・草木を回収した跡は、清掃し、良好な状態にすること。 ・農道・里道の美観を維持するため、速やかに回収すること。

７）樹木剪定等業務

業務概要	農業用水・農道・里道（法定外公共物）の樹木剪定等業務委託は、農業用水・農道・里道周辺の樹木の剪定、枯損木・倒木処理等を行うものとする。ただし、１件当たりの見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、定期的に樹木剪定等の作業を行うほか、市民等からの要望や本市の要請により、樹木剪定等を行うこと。 ・定期的に行う樹木剪定等の実施時期・回数等は、原則として事業者の提案によるものとする。 ・適切に剪定することにより、農道・里道の通行に支障がないようにすること。 ・樹木剪定等は、各樹木の種類、形状及び周囲の状況を把握した上で実施する。 ・枯損木や倒木の危険があることを発見した場合は、速やかに本市に連絡するとともに伐採を行う。 ・剪定した枝等は、速やかに運搬し、適切に処理すること。 ・樹木剪定等は、通行人・建造物・車両等に損傷を与えないよう十分に注意して実施すること。万一、損傷を与えた場合は、速やかに本市に連絡するとともに、事業者の責任において対応すること。 ・作業中に市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。

（７）林道関連業務

１）林道軽微修繕・補修業務

業務概要	林道における舗装や側溝、防護施設、交通安全施設、標識等の軽微修繕・補修を行うものとする。ただし、１件当たりに係る見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、通報、要望その他の業務により、損傷又は不具合を確認した場合、別紙２ 軽微修繕・補修実施要領により、舗装や側溝等の軽微修繕・補修を行うほか、本市からの要請により、軽微修繕・補修を行うこと。 ・舗装や側溝等の不具合により、事故が発生する恐れがある場合は、速やかに軽微修繕・補修を行うこと。 ・施設の不具合や損傷が著しく、軽微修繕・補修の範囲を超える措置が必要な場合には、速やかに本市へ連絡し、協議すること。 ・緊急に軽微修繕・補修を行う必要がある場合は、速やかに実施し、作業実施前及び実施後の状況を記録すること。 ・作業にあたっては、通行人や通行する車両の通行に配慮し、渋滞の発生等を抑制すること。 ・作業中に林道利用者や市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。 ・軽微修繕・補修を行う際に使用する材料等については、事業者により手配するものとする。 ・材料等の仕様は問わないが、仕様については、作業計画書へ記載し本市と事前に協議すること。

（８）排水管関連業務

１） 排水管施設軽微修繕・補修業務

業務概要	排水管における管等の不具合や損傷等の軽微修繕・補修を行うものとする。ただし、１件当たりに係る見積額は 50 万円未満とする。
要求水準	・事業者は、通報、要望その他の業務により、損傷又は不具合を確認した場合、業務の範囲内において、排水管等の点検・調査（目視調査、ＴＶカメラ調査、潜行目視調査等）を行い、点検・調査により不具合や損傷等を把握し、別紙２ 軽微修繕・補修実施要領により、軽微修繕・補修が必要と判断する場合は軽微修繕・補修を行う。また、本市からの要請により、軽微修繕・補修を行うこと。 ・閉塞の発生頻度が高い箇所について、高圧洗浄車や強力吸引車等を使用し、清掃等を行うこと。 ・排水管等の不具合により、事故の発生や市民の生活に悪影響を及ぼす恐れがある場合は、速やかに軽微修繕・補修を行うこと。 ・作業中は、通行人・建造物・車両等に損傷を与えないよう十分に注意して実施すること。万一、損傷を与えた場合は、事業者の責任において対応すること。なお、損傷の状況等については、速やかに本市へ報告すること。 ・作業中に道路利用者や市民等から苦情又は意見があったときは慎重に対応し、速やかに本市に報告するとともに、必要な措置をとること。 ・軽微修繕・補修を行う際に使用する材料等については、事業者により手配するものとする。 ・材料等の仕様は問わないが、仕様については、作業計画書へ記載し本市と事前に協議すること。

4. 単価契約

（１）業務内容及び範囲

対象エリア内の道路について、舗装修繕を単価契約にて行う。ただし、1 件当たりの修繕は、50 万円以上 200 万円未満とする。

単価契約による舗装修繕は、本市から事業者へ実施の要請を行うものとする。

要請を受けた事業者は、作業内容を示した見積書を本市に提出し、その内容を本市が確認し、実施の要否を判断する。

（２）単価契約した舗装修繕の実施及び完了報告等

i. 事前に、近隣住民等に通知するための修繕内容（案内図、作業日時、内容等）を記した資料を作成し、本市へ提出し、その内容の承諾を得る。本市の承諾後、修繕実施 1 週間程度前までに、近隣住民等に通知を行う。

ii. 修繕実施時に本市が立会う場合又は立合いが必要な場合は、修繕の実施日時を本市と十分に協議し、決定する。

iii. 天候等により修繕が困難な場合は、実施する箇所の安全性を確保した上で、速やかに本市に連絡し、修繕の実施日時を調整する。

iv. 修繕完了後、速やかに完了報告を行う。

v. 完了検査の実施については、本市と協議する。

vi. 支払い方法等については、本市と事業者で協議する。

vii. 見積額が 200 万円を超える場合は、本委託の対象外とする。

（３）単価契約の要求水準

i. 近隣住民等に通知するための資料は、高齢者でも見やすく理解しやすい内容とすること。

ii. 修繕は、市民等の安全に十分配慮し、適切に実施すること。

iii. 修繕内容を十分に確認し、適切に実施すること。

iv. 本市が要請する実施内容や方法等は現地確認等を行い、疑義がある場合は速やかに本市と協議すること。

5. その他

（１）安全対策

事業者は、本委託の各業務を実施するにあたり、必要に応じて誘導員を配置する等、市民や業務従事者等の安全確保を図るものとする。

（２）資機材等

本委託の各業務を実施するにあたり必要な資機材等は、事業者において準備すること。

（３）業務を実施する上での留意事項

・業務を実施する際は、近隣住民や利用者等の安全に十分配慮すること。
・国・府・市・個人等、管理区分を確認した上で対応し、不明な場合は本市に確認すること。
・本市と連携し、情報共有を図ること。疑義が生じた場合は、都度、本市と協議すること。

別紙１　用語の定義

本要求水準書において用いる用語の定義は、次によるものとする。

(1)「要求水準」とは、本市が事業者に対して求めるインフラ施設の管理の条件や基準をいう。
(2)「モニタリング」とは、本市が事業期間中に、事業者が実施するインフラ施設の管理が要求水準を満たし、正しく実施されているかを監視・評価することをいう。
(3)「改善措置」とは、本市が実施するモニタリングにおいて、事業者が実施するインフラ施設の管理が要求水準を満たしていないこと、正しく実施されていないことが確認された場合に、事業者に対して改善するよう求める仕組みのことをいう。
(4)「マネジメント」とは、本事業を円滑に進めるため、各業務を実施する企業をまとめ、業務全体を効率的・効果的に管理・統括することをいう。
(5)「長期業務計画書」とは、本事業を開始する前に作成する事業期間中の業務の実施方針や業務の内容、実施方法、実施体制、緊急時の対応等、本事業を実施する上で必要な事項を記載する書類をいう。
(6)「年度業務計画書」とは、当該年度開始前に作成する１年間の業務実施スケジュールや業務の内容等、本事業を実施する上で必要な事項を記載する書類をいう。
(7)「日報」とは、実施した業務の記録や内容、進捗、問題、課題等、１日に実施した業務の報告等を記載する書類をいう。
(8)「月次報告書」とは、実施した業務の記録や内容、打合せ記録・協議記録、苦情及びその対応等、当該月に実施した業務の報告等を記載する書類をいう。
(9)「年度業務報告書」とは、実施した業務の記録や内容、当該年度の業務の評価、翌年度に向けた改善案等、当該年度に実施した業務の報告等を記載する書類をいう。
(10)「事業期間業務報告書」とは、実施した業務の記録や内容、業務の評価、次期の包括管理実施に向けた改善案等、事業期間中に実施した業務の報告等を記載する書類をいう。
(11)「セルフモニタリング」とは、事業者自らが本事業における要求水準の履行確認を行うことをいう。

別紙２　軽微修繕・補修実施要領

（軽微修繕・補修の定義）
本業務における軽微修繕・補修とは、インフラ施設の機能維持を目的として実施する小規模な業務であって、次の各号のすべてを満たすものをいう。
・1 件当たりの契約金額が 50 万円未満（消費税及び地方消費税を含む）であること。
・既存施設の原形復旧を目的とし、機能の向上又は構造の変更を伴わないものであること。
・施設の主要構造部に影響を及ぼさないものであること。
・緊急対応又は日常的な維持管理の範囲内で実施するものであること。

（適用範囲）
軽微修繕・補修として実施できる内容は、次に掲げるもののうち、市が適当と認めたものとする。
・舗装の部分補修（ポットホール補修等）
・側溝・水路の部分補修
・防護柵、区画線、道路付属物の部分補修
・照明設備の部品交換等の軽微な補修
・その他これらに類する小規模な修繕

（軽微修繕・補修に該当しないもの）
次に掲げるものは軽微修繕・補修に含まないものとする。
・全面的な更新又は大規模な改修工事
・施設の機能向上を目的とする工事
・構造耐力に影響を与える工事
・専門的施工管理を要する工事

（法令遵守）
受注者は、本業務の実施にあたり、建設業法その他関係法令を遵守しなければならない。
なお、軽微修繕・補修の範囲を超える行為については、本業務の対象外とし、市の指示により別途対応するものとする。

（疑義の取扱い）
軽微修繕・補修に該当するか疑義が生じた場合は、受注者は事前に市と協議し、その指示を受けなければならない。

別紙３　対象とする市道等

①　市道

	路線名	延長（m）
1	信達樽井線	2,386
2	樽井大苗代新家線	4,567
3	牧野鳴滝線	1,884
4	樽井馬場幡代鬼木線	2,577
5	牧野山手線	909
6	中の池砂川線	985
7	牧野中山線	856
8	阪和丘の池線	744
9	入の池線	582
10	牧野幡代男里１号線	1,222
11	市場長慶寺砂川線	1,906
12	入の池高倉山線	852
13	新家駅高野別所線	3,604
14	新家駅宮線	1,463
15	下村大口線	2,986
16	上村狐池線	903
17	大正軍狐池線	707
18	上村暮間線	336
19	高野宮線	648
20	野口宮線	514
21	上村野口線	609
22	兎田線	681
23	下村府道線	323
24	下村中線	389
25	南泉寺大師線	2,592
26	岡中六尾線	1,359
27	岡中山の谷線	511
28	大師参道線	176
29	六尾線	297
30	六尾水源地線	259
31	金熊寺参道線	164

	路線名	延長（m）
32	金熊寺中央線	176
33	童子畑中央線	207
34	楠畑線	2,311
35	葛畑線	1,221
36	大苗代樫井川線	314
37	大苗代五反田線	189
38	市場南線	386
39	柴田紡積日念田線	448
40	つつじケ丘住宅線	219
41	永寿池線	512
42	宗福寺住宅線	607
43	中村中線	465
44	上村上野線	326
45	上村向井田線	79
46	兎田支線	312
47	幡代東鳥取康更線	528
48	幡代西出線	124
49	幡代中出線	61
50	幡代東出線	126
51	幡代北出線	104
52	樫井川南支線	1,400
53	大苗代一丘団地線	69
54	大苗代西垣線	195
55	大苗代了安寺線	137
56	市場赤井神社線	920
57	稲荷線	209
58	長慶寺府道線	153
59	三和長慶寺線	398
60	稲荷神社東線	123
61	信達小学校表門通線	182
62	信達小学校裏門通線	405
63	小学校門日念田線	133
64	牧野柳原線	742
65	信達牧野１２本松線	366

	路線名	延長（m）
66	国市場長山住宅線	1,100
67	道光寺池線	199
68	サンゴ池林昌寺線	665
69	俵池佐田線	181
70	佐田線	312
71	西出橋線	166
72	岡中西出橋此の熊池線	418
73	高野昭和池線	1,206
74	中村住宅線	37
75	西ケ原砂川線	702
76	幡代１号線	57
77	幡代２号線	31
78	幡代３号線	62
79	幡代４号線	36
80	幡代５号線	41
81	幡代６号線	68
82	幡代７号線	42
83	童子畑１号線	106
84	童子畑２号線	121
85	童子畑３号線	67
86	金熊寺１号線	141
87	金熊寺２号線	69
88	金熊寺３号線	46
89	六尾１号線	309
90	六尾２号線	409
91	六尾３号線	576
92	六尾４号線	68
93	岡中１号線	69
94	市場１号線	40
95	兎田１号線	367
96	兎田２号線	148
97	童子畑堀河線	2,923
98	堀河大橋線	301
99	大苗代公団線	318

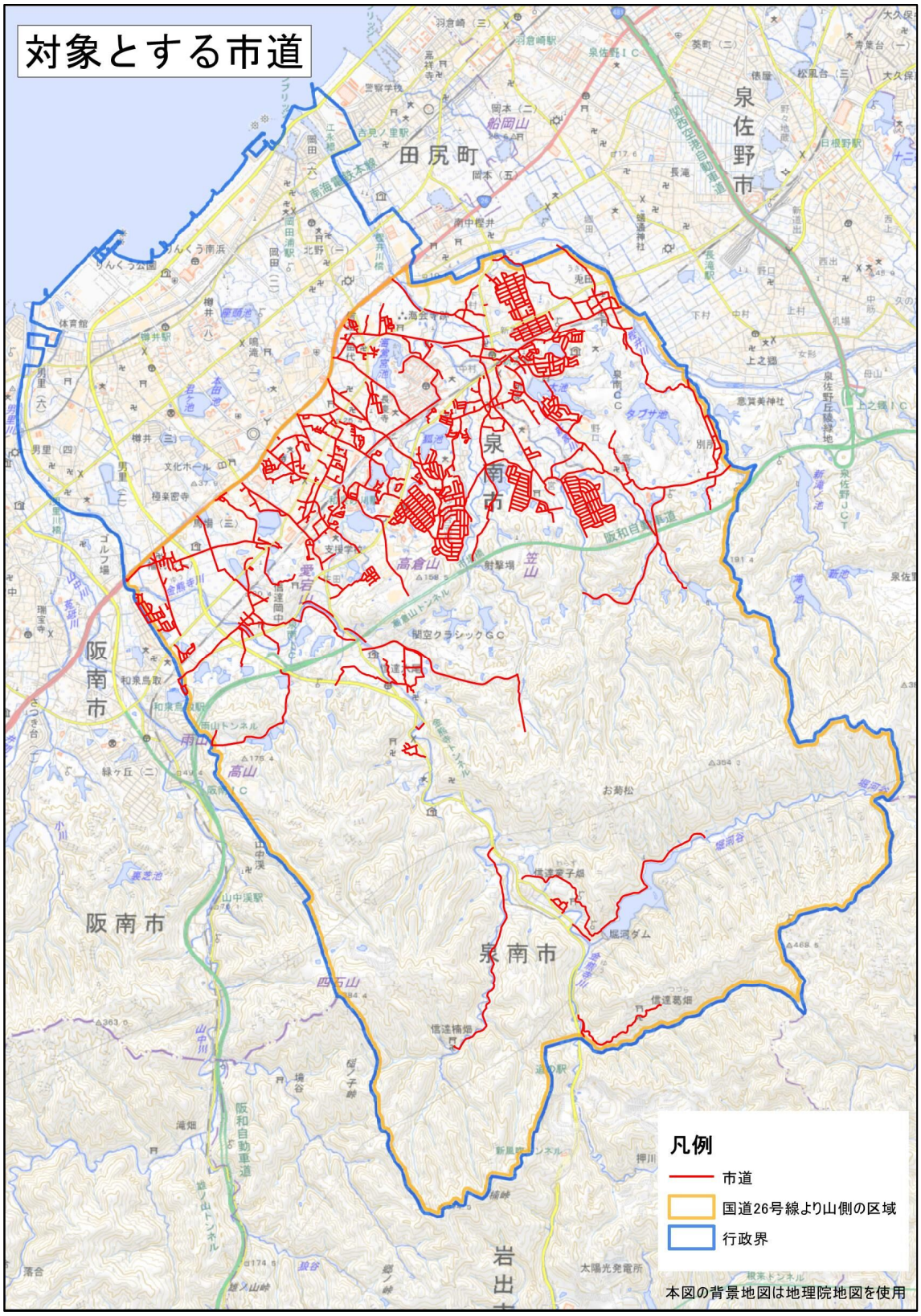
	路線名	延長（m）
100	兎田上之郷線	1,514
101	堂之池東線	309
102	兎田大正大橋線	1,017
103	兎田墓地樫井川線	627
104	中村新家川線	314
105	六尾倉井池線	702
106	高野中ノ池線	597
107	柴田団地砂川団地内線	4,878
108	警察団地線	1,462
109	砂川駅信の池線	604
110	新家住宅内線	90
111	一丘住宅内線	196
112	百合が丘住宅内線	145
113	つつじが丘住宅内線	139
114	国市場住宅内線	60
115	長岡住宅内東線	97
116	新家駅兎田線	1,419
117	岡中鬼来線	1,414
118	市場鳴滝線	1,109
119	大苗代光風園団地内線	392
120	幡代光風園団地内線	85
121	幡代朝日山団地内線	736
122	高倉団地内線	986
123	日東砂川団地内線	299
124	大発中の池団地内線	245
125	砂川サンプラザ団地内線	111
126	泉南イトーピア団地内線	5,834
127	桜ケ丘団地内線	1,625
128	牧野１号線	265
129	朝日住建団地内線	697
130	砂川奇勝ヶ丘団地内線	6,002
131	新家東和苑団地内線	2,405
132	新家サングリーン団地内線	5,060
133	藤本団地内線	317

	路線名	延長（m）
134	奈良日々団地内線	436
135	堀河団地内線	160
136	新家東和苑団地内線支線	92
137	新家楠台団地内線	3,823
138	砂川中之池線	282
139	巽住宅団地内線	161
140	新家荘園団地内線	364
141	上村水鉄団地内線	49
142	新家水鉄団地内線	303
143	新家上村線	508
144	中之池府道線	148
145	泉南一丘団地内線	1,133
146	別所上之郷線	257
147	上村暮間支線	151
148	長慶寺海営宮池線	255
149	市場長慶寺線	220
150	市場赤井神社線支線	141
151	砂川山手線	382
152	新家サングリーン団地内線支線	290
153	岡中鬼来線支線	305
154	永寿池線支線	66
155	つつじケ丘住宅府道線	94
156	牧野中山線支線	55
157	牧野日念田線	160
158	中の池砂川線支線	216
159	別所大谷池線	371
160	市場西線	485
161	市場西山線	89
162	新家南住宅団地内線	3,733
163	新家駅南住宅内線	172
164	砂川線	222
165	市場山手台線	232
166	丘の池線	71
167	砂川駅信の池線支線	105

	路線名	延長（m）
168	牧野柳原線支線	75
169	信達小学校プール前線	74
170	永寿池南線	129
171	大苗代西住宅内線	143
172	大苗代府道線	94
173	新家水鉄団地内線支線	111
174	市場長慶寺砂川線支線	110
175	新家宮北団地内線	401
176	上村西住宅内線	85
177	狐池北住宅内線	300
178	金熊寺汐出線	121
179	牧野公園北住宅内線	272
180	石谷池府道線	741
181	蓮池北住宅内線	177
182	牧野山手線支線	148
183	西中橋西出橋１号線	197
184	西中橋西出橋２号線	145
185	岡中西六尾線	343
186	入野池北住宅内線	108
187	入野池西住宅内線	332
188	新家楠台団地内線支線	117
189	大苗代国道線	421
190	砂川樫井線	2,030
191	父谷池北住宅内線	601
192	佐田住宅内線	77
193	下村大口線支線	88
194	下村大口線２号支線	43
195	葛畑国界橋線	143
196	新家楠台西住宅内線	50
197	十二本松東住宅内線	89
198	信達保育所東住宅内線	88
199	砂川踏切西住宅内線	376
200	信達保育所東住宅内２号線	83
201	新家楠台北住宅内線	125

	路線名	延長（m）
202	阪和丘の池線支線	53
203	市場ハッピータウン団地内線	703
204	別所畦の谷山間線	1,706
205	六尾市民の里山間線	1,662
206	別所線	629
207	六尾５号線	154
208	馬場幡代３号線	121
209	新家いずみ台団地内線	2,114
210	ヒルズ新家住宅内線	272
211	上村野口線支線	54
212	信達小学校東住宅内線	252
213	奥野池東住宅内線	121
214	大苗代国道西住宅内線	71
215	新家楠台団地内線２号支線	41
216	新家楠台団地内線３号支線	34
217	新家楠台団地内線４号支線	35
218	砂川駅信の池線２号支線	27
219	新家楠台遊水池前線	24
220	砂川府道住宅内線	81
221	市場青年会場北住宅内線	75
222	上村野口線２号支線	35
223	新家駅東住宅内線	34
224	新家駅西住宅内線	34
225	農業公園線	715
226	牧野区民センター西住宅内線	194
227	信達小学校北国道住宅内線	44
228	幡代８号線	83
229	狐池北府道住宅内線	78
230	砂川第二公園東住宅内線	92
231	大苗代府道２号線	151
232	大苗代府道３号線	181
233	新家楠台団地内線５号支線	60
234	砂川変電所前佐田線	1,184
235	泉南一丘団地内線支線	62

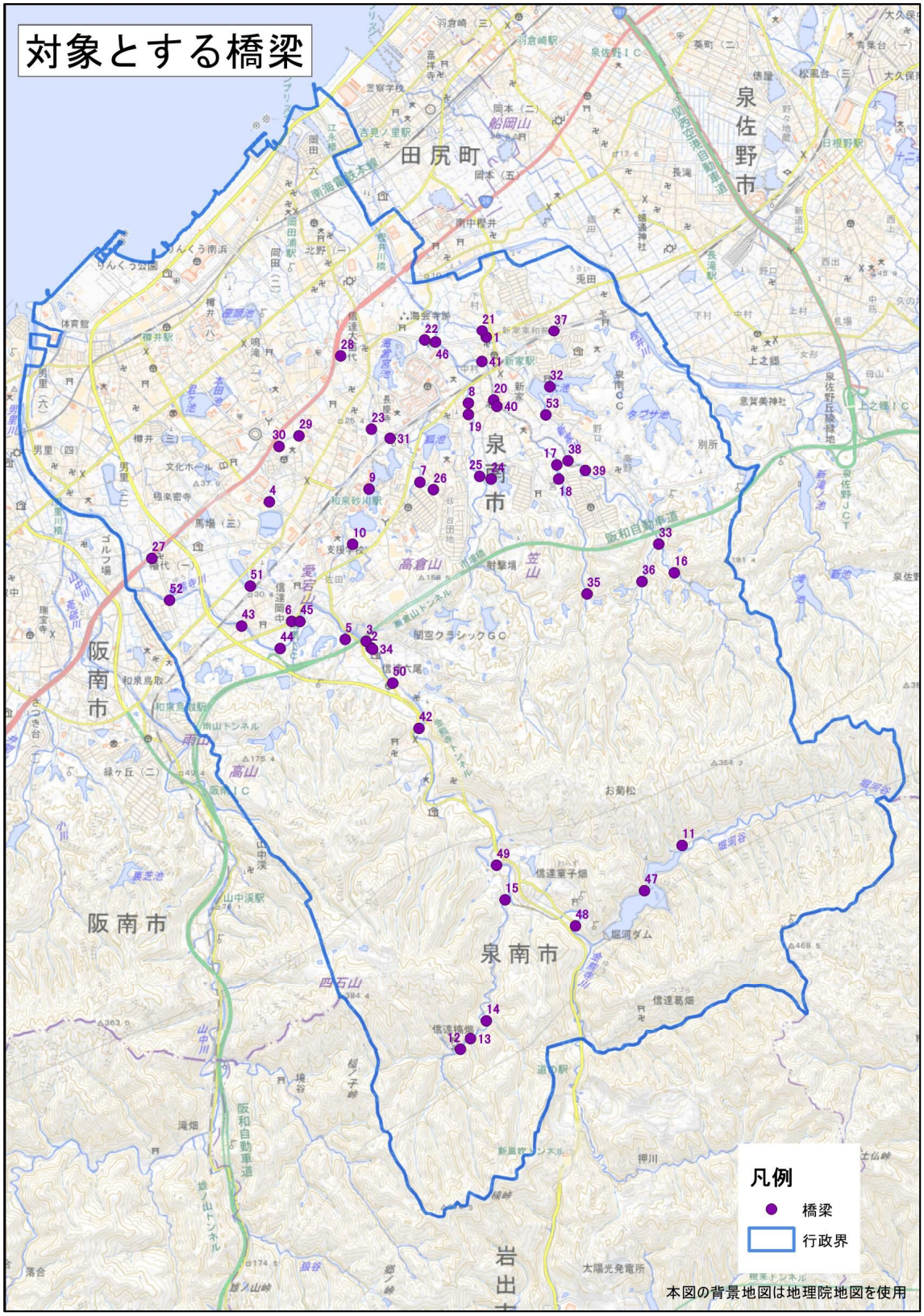
	路線名	延長（m）
236	三和長慶寺線支線	42
237	大苗代樫井川線支線	33
238	大苗代樫井川線支線２号支線	38
239	牧野西線	455
240	新家駅高野別所線支線	221
241	市民の里線	562
242	牧野西線支線	40
243	踊山西線	38
244	牧野中山線２号支線	50
245	十二本松北住宅内線	84
246	牧野西住宅内線	656
247	砂川変電所前佐田線支線	67
248	市場長慶寺砂川線２号支線	94
249	牧野山手線２号支線	59
250	牧野山手線３号支線	52
251	三和長慶寺線２号支線	36
252	三和長慶寺線３号支線	33
253	三和長慶寺線４号支線	34
254	上村暮間線２号支線	97
合計		243,107


対象とする市道
田尻町
泉佐野市
泉南市
阪南市
阪南市
泉南市
岩出市
凡例
市道
国道26号線より山側の区域
行政界
本図の背景地図は地理院地図を使用

② 橋梁

	橋梁名
1	新家４号橋
2	西六尾橋歩道橋
3	六尾２号橋
4	牧野５号橋
5	六尾１号橋
6	岡中１号橋
7	市場４号橋
8	新家９号橋
9	牧野４号橋
10	牧野３号橋
11	葛畑１号橋
12	楠畑橋
13	楠畑２号橋
14	楠畑１号橋
15	鍛治山橋
16	昭和池橋
17	野口小橋
18	新家８号橋
19	新家６号橋
20	大正小橋
21	新家５号橋
22	大苗代１号橋
23	市場３号橋
24	新家３号橋
25	新家２号橋
26	市場１号橋
27	幡代１号橋
28	市場２号橋
29	牧野２号橋
30	牧野１号橋
31	尋春橋
32	幸徳大橋
33	二つ川橋

	橋梁名
34	西六尾橋
35	池の谷橋
36	汁谷橋
37	新家駅東跨線人道橋
38	野口大橋
39	高野橋
40	向田橋
41	三谷橋
42	仮称金熊寺１号橋
43	西出橋
44	山の谷橋
45	猿田橋
46	新家川橋
47	堀河大橋
48	堀河橋
49	切畑橋
50	六尾橋
51	岡の口橋
52	幡代橋
53	新家７号橋


対象とする橋梁
田尻町
泉佐野市
泉南市
阪南市
岩出市
凡例
橋梁
行政界
本図の背景地図は地理院地図を使用

別紙４　対象とする公園

①公園

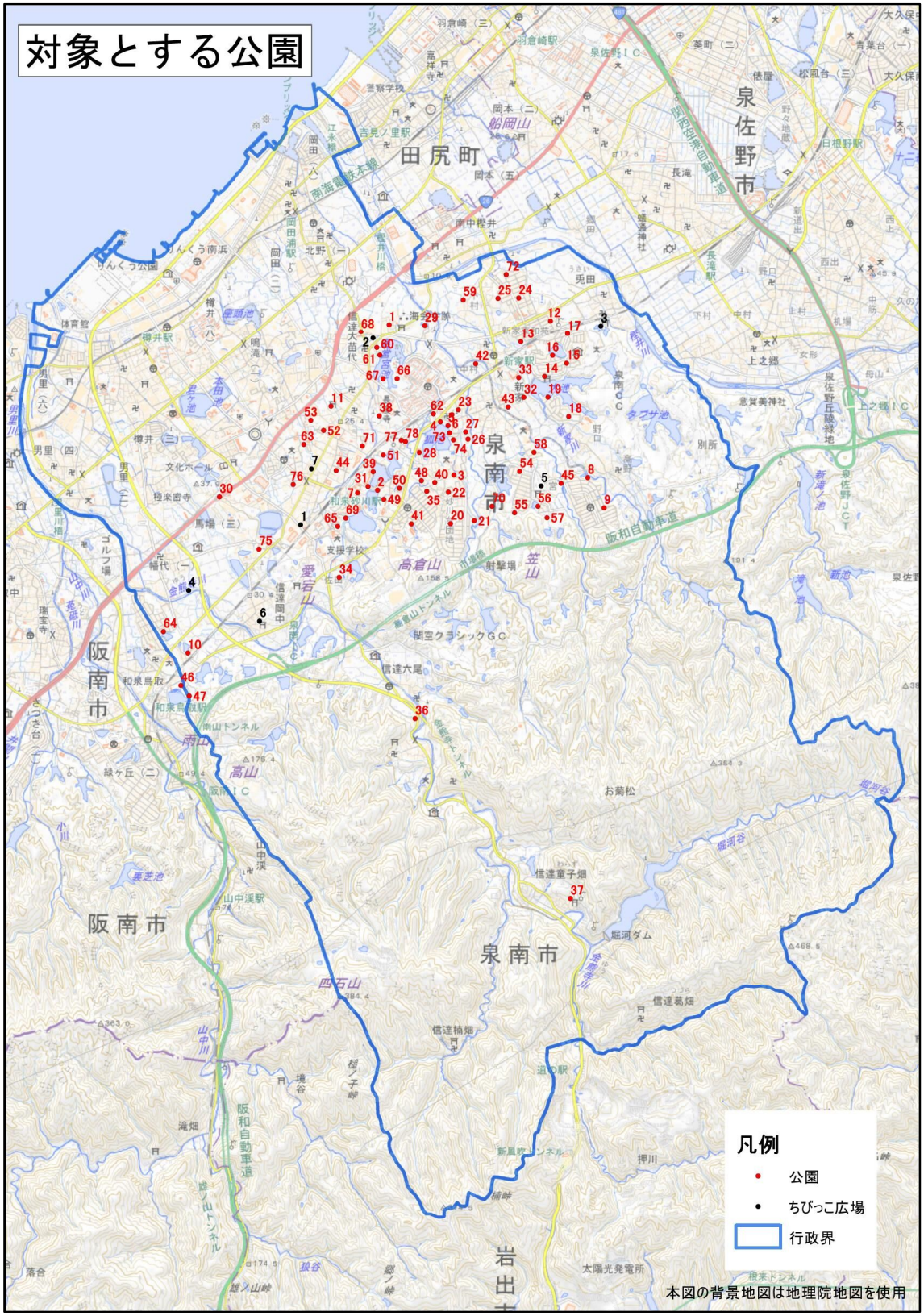
	公園名称	住所	敷地面積（実測）（㎡）
1	光風園	信達大苗代５３０－４０	173.24
2	中之池	信達市場９００－３５、９３７－２	250.57
3	水鉄サンプラザ	信達市場２３２０－１９２	121.61
4	朝日サンプラザ１号	信達大苗代１１２８－１，１１２５－９	476.85
5	朝日サンプラザ２号	信達大苗代１１２８－１	457.27
6	朝日サンプラザ３号	信達大苗代２５－３	191.29
7	日東砂川	信達牧野１０００－４５	245.58
8	イトーピア１号	新家１４４１	1,393.00
9	イトーピア２号	新家１４１４－６１	951.32
10	朝日山	信達岡中９７３－６	136.47
11	稲荷	信達市場１４７２	2,075.35
12	史跡	新家３３７９－１	206.50
13	新家北	新家３３７９－１	2,351.98
14	新家	新家３３６５（サングリーン）	11,903.46
15	サングリーン１号	新家３３６５－１	1,149.88
16	サングリーン２号	新家３３６５	544.10
17	サングリーン３号	新家３３６５－１１他	733.92
18	大池	新家２７８７－１（いずみ台）	6,477.53
19	大池西	新家２７８７－１（いずみ台）	865.18
20	砂川	信達市場３１－１	10,674.58
21	砂川東	信達市場３１－４４４	567.06
22	藤本	信達市場９１－１０	246.02
23	奈良日々	新家２１６－４７	276.29
24	新家楠台１号	新家６０４２	2,534.80
25	新家楠台２号	新家６２５９	2,812.20
26	水鉄新家１号	新家１５５－３７	244.85
27	水鉄新家２号	新家１５５－２３	73.68
28	グリーンハイツ	信達市場４３８－４２、４３８－３９他	203.52
29	一丘	信達大苗代３８７	2,396.08
30	長山緑地	馬場６７１－１	7,299.12
31	サンハイツ	信達市場８９３－６	523.73

	公園名称	住所	敷地面積（実測）（㎡）
32	新家荘園	新家１７８７－４５	489.76
33	ファミール新家	新家２８９２－３	510.63
34	俵池	信達牧野１７１０－１他	22,957.16
35	砂川第２	信達市場１１０他	1,982.03
36	金熊寺	信達金熊寺８７８	273.16
37	童子畑	信達童子畑４０７他	567.94
38	ハッピータウン	信達市場７５６－２９	405.51
39	中の池２号	信達市場８９３－２	477.53
40	市場大満	信達市場７０－１４	683.43
41	砂川南	信達市場１１６－５４７	307.96
42	新家中村	新家６９１－５、６９５	1,152.88
43	新家上村	新家１７８１－１他	2,999.09
44	牧野公園	信達牧野２２７－１他１２筆	2,526.10
45	イトーピア３号	新家１４１４－１８９、１１４６－１	632.49
46	関空山手台１号	信達岡中１４８５－１０５	189.88
47	関空山手台２号	信達岡中１４８５－８０	250.34
48	砂川北	市場９９－１２	231.60
49	丘の池	市場２３７－８	468.00
50	市場山手台	市場２４０－３２	390.01
51	芦谷池西側	市場８７６－１９	216.32
52	市場南	市場１５６４－１６	259.13
53	市場西	市場１５４８－２６	211.07
54	海の見える	新家７２５－８	1,512.53
55	森の	新家７２５－３４９、７２５-３６２、４９１６-２	3,807.92
56	泉の	新家７２５－３５０	2,637.05
57	風の谷	新家７２５－３５１	7,662.42
58	花水樹の丘	新家１２５８－１１、－３１他	973.13
59	新家下村	新家３６９１－１	641.66
60	レイクプロヴァンス１号	信達大苗代９６１－３８	100.26
61	レイクプロヴァンス２号	信達大苗代９６１－３９	96.35

	公園名称	住所	敷地面積（実測）（㎡）
62	狐池北	信達大苗代3－5,5－8,5－11,5-12,10-5,10-14	490.52
63	チェリータウン	信達市場６７０－９、６７３－１１	359.99
64	幡代南	幡代二丁目５４６－３９	486.46
65	巽住宅	信達牧野１５３５番１３	143.51
66	海営宮池東	信達大苗代１０５３－９、信達市場７３４	5,987.31
67	海営宮池西	信達市場７６４番	7,296.71
68	ネスティコート	信達大苗代７０１番４５	481.26
69	入野池北	信達牧野１２０－５１	261.96
70	グリーンヒル関空	新家３０６－６	164.03
71	フローラ・フローラ和泉砂川	信達市場１０４５番６	417.02
72	ラ・グレイス新家楠台公園	新家３８３９番３	220.48
73	ヒルズ新家１号公園	信達大苗代１１３０番１２	197.19
74	ヒルズ新家２号公園	信達大苗代１１３０番１９	180.35
75	ﾊﾟｰｸﾋﾙｽﾞ和泉砂川	信達牧野１１４０－３・４・２６・２７	1,729.87
76	牧野２号公園	信達牧野５７７－９	193.81
77	市場２号公園	信達市場５０２－９	216.44
78	市場３号公園	信達市場５０２－１０	285.18
合計			133,282.46

②ちびっこ広場

	公園名称	住所	敷地面積（㎡）
1	十二本松ちびっ子広場	信達牧野３２８	518.00
2	大苗代ちびっ子広場	大苗代６００－１	80.00
3	兎田ちびっこ広場	兎田１３５８	70.00
4	幡代ちびっ子広場	幡代８０４	750.00
5	新家宮ちびっ子広場	新家１０８７	400.00
6	岡中ちびっ子広場	岡中６２０	167.00
7	牧野ちびっ子広場	信達牧野１２８６－１	185.00
合計			2,170.00


対象とする公園
泉南市
阪南市
岬町
田尻町
泉佐野市
凡例
公園
ちびっこ広場
行政界
本図の背景地図は地理院地図を使用

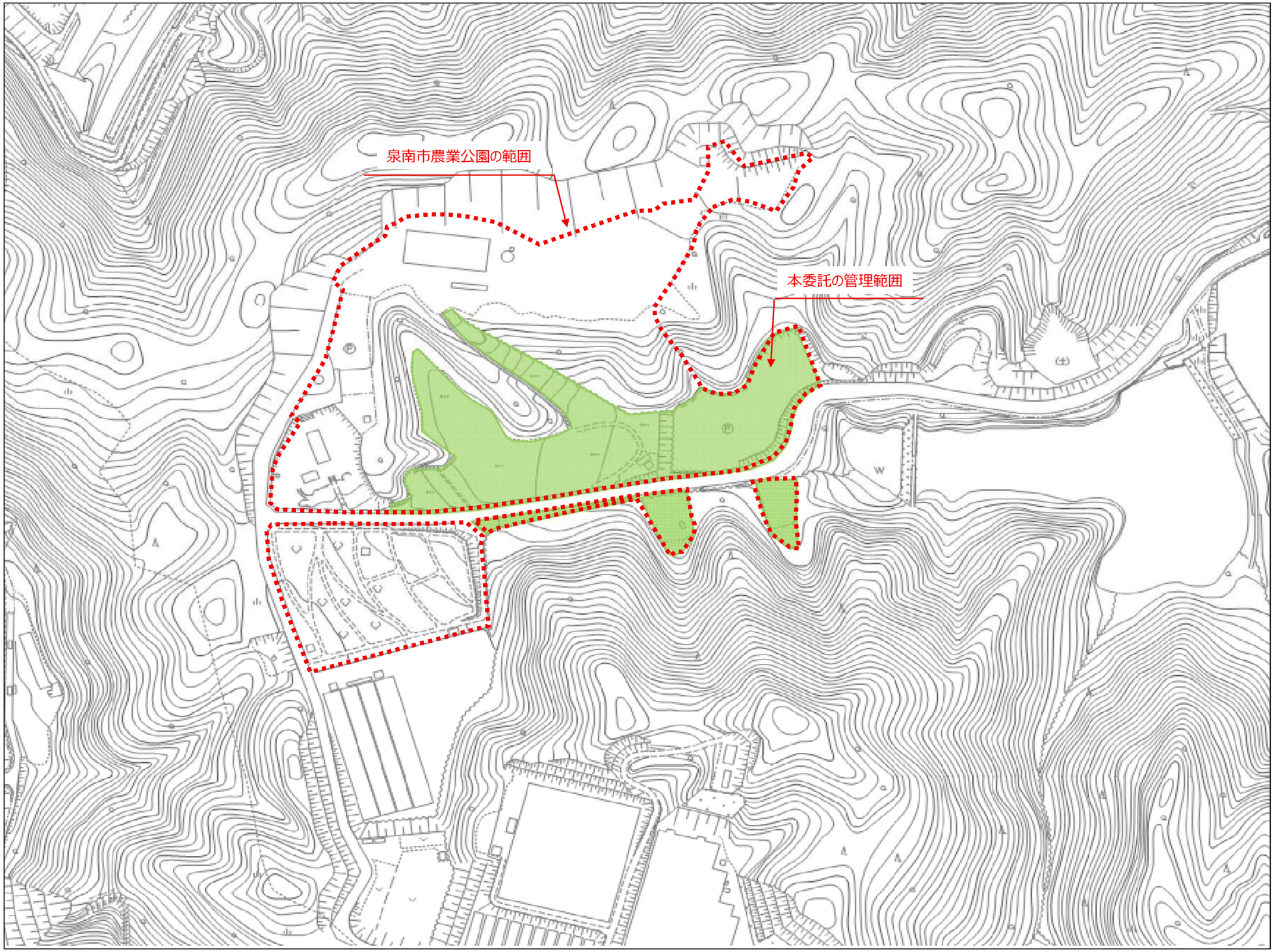
別紙５　りんくうタウン内の緑地及び公園

番号	公園名称	敷地面積（㎡）
1	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ2）	3,774.97
2	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ5）	2,858.15
3	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ6）	1,587.55
4	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ3）	3,065.61
5	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ4）	4,249.52
6	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ7）	1,749.07
7	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ8）	4,422.39
8	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ14）	2,042.08
9	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ15）	1,397.10
10	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ16）	1,809.43
11	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ1）	5,467.69
12	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ9）	4,981.97
13	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ10）	3,373.16
14	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ11）	1,239.72
15	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ12）	2,084.10
16	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ13）	3,609.95
17	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ17）	2,154.96
18	りんくう南浜１号緑地（ﾌﾞﾛｯｸ18）	3,290.36
19	りんくう沿道緑地（２号）	1,175.92
20	りんくう沿道緑地（３号）	661.29
21	りんくう沿道緑地（５号）	600.00
22	りんくう沿道緑地（６号）	1,046.52
23	りんくう沿道緑地（７号）	1,342.58
24	りんくう沿道緑地（８号）	1,243.87
25	りんくう沿道緑地（１０号）	2,583.43
26	りんくう沿道緑地（１１号）	2,421.62
27	りんくう沿道緑地（１２号）	1,788.40
28	りんくう沿道緑地（１３号・１４号）	3,750.76
小計	１号緑地　計	53,157.78
小計	沿道緑地　計	16,614.39
合計		69,772.17



図　りんくうタウン内の緑地及び公園

別紙６　泉南市農業公園の管理範囲



別紙７　対象とする排水管施設

アイテム ID	延長(m)
185	54.39
181	29.81
180	26.59
186	24.08
190	170.27
188	285.01
187	256.87
175	48.67
174	127.84
173	33.87
176	79.15
179	131.58
178	8.34
177	123.34
200	102.03
199	110.48
198	54.10
201	95.09
204	33.18
203	37.12
202	99.45
193	42.42
192	39.10
191	156.99
194	141.71
197	12.60
196	21.83
195	89.45
145	28.99
144	11.46
143	15.43
146	59.73
149	56.66
148	88.07
147	23.07
137	51.23
136	27.16
135	17.48
138	214.96

アイテム ID	延長(m)
142	64.94
141	68.36
139	166.14
168	35.86
167	155.23
166	112.18
169	74.73
172	245.96
171	83.77
170	17.25
158	26.23
157	173.31
150	15.22
159	120.27
165	320.03
164	242.29
163	30.22
205	25.83
258	92.00
257	24.69
256	15.16
259	30.64
262	69.75
261	48.51
260	127.76
252	13.48
251	23.84
250	10.24
253	23.13
255	26.00
254	27.67
96	20.79
306	28.53
300	20.93
299	64.09
307	46.93
156	3.09
153	177.38
155	107.80

アイテム ID	延長(m)
294	338.53
293	95.81
292	91.43
295	42.83
298	95.25
297	64.00
296	20.04
217	36.42
216	43.48
215	39.86
219	85.99
222	40.53
221	17.09
220	46.90
208	2.25
207	16.07
206	71.92
209	20.17
212	53.05
211	57.14
210	68.41
239	20.94
238	28.11
237	245.12
240	17.77
91	71.12
249	36.36
244	32.82
225	154.99
224	57.07
223	160.55
227	28.61
228	49.01
233	7.15
229	13.22
42	56.97
41	42.96
40	82.98
44	260.83

アイテム ID	延長(m)
49	159.26
48	38.28
46	87.81
36	94.64
35	116.14
33	31.73
34	610.40
39	53.15
38	128.92
37	46.35
60	26.20
59	77.36
58	256.50
61	52.28
64	12.21
63	25.91
62	78.05
53	35.36
51	59.66
50	23.22
54	70.69
57	24.74
56	43.48
55	32.78
12	41.90
11	445.89
10	106.90
13	103.67
16	74.13
15	149.30
14	32.80
5	293.06
4	46.71
2	251.59
6	73.87
9	76.87
8	58.29
7	94.35
28	70.82
27	118.89

アイテム ID	延長(m)
25	244.93
29	68.06
32	208.94
31	341.11
30	88.61
19	103.12
18	140.49
17	89.85
20	79.62
24	101.81
23	125.39
21	57.32
65	58.87
115	344.76
114	516.48
113	46.28
116	10.41
124	142.75
118	19.85
117	60.07
106	60.95
105	50.25
104	98.58
107	47.42
112	114.14
111	136.92
108	6.35
132	81.88
131	69.84
130	72.71
133	39.13
134	36.30
94	41.62
92	42.40
123	44.19
122	93.79
121	55.56
125	339.69
129	16.19
127	20.00

アイテム ID	延長(m)
126	27.98
77	97.38
76	334.24
75	156.32
78	95.49
81	29.62
80	399.70
79	75.20
70	492.00
67	25.44
66	78.91
71	895.37
74	196.42
73	733.73
72	529.36
99	228.97
98	65.28
97	67.56
100	139.38
103	20.93
102	45.26
101	106.89
87	133.02
86	91.53
83	183.05
88	37.04
93	13.51
90	24.70
89	100.14
合計	**22,688.79**



図　対象とする排水管施設